

添付資料

「監査役の理念」及び「日本監査役協会の理念」について

平成 23 年 9 月 29 日

公益社団法人 日本監査役協会

人びとの暮らしを便利で快適なものとし、社会をより豊かにしていくためには、企業の健全で効率的な経営が永続的に行われていなければならない。この目的を達成するため、監査役は、企業が健全性を確保し、持続的に発展していけるよう、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の確立に向けて、その職責を十全に果たす必要がある。

公益社団法人日本監査役協会は、監査役が法令上の職責に基づき、株主をはじめとする様々な利害関係者（ステークホルダー）や社会の期待に応えるべく、監査役の業務支援を行うとともに、監査役制度の信頼性と有用性を広く内外に発信することを重要な使命とする。

ここに示す理念は、これら監査役と日本監査役協会の役割使命、並びにその達成に向けた決意を明らかにするものである。

監査役の理念

監査役は

コーポレート・ガバナンスを担うものとして、

公正不偏の姿勢を貫き、

広く社会と企業の

健全かつ持続的な発展に貢献する。

監査役の行動指針

1. すべてのステークホルダーからの役割期待に応えるべく、
継続的に研鑽に努め、独立自尊の精神を涵養し、
信頼足り得る監査役を目指します。
2. 誠実さを旨とし、判断の根拠を広く社会に求めるとともに、
現場に立脚した正しい情報に基づき、
公正と信義を重んじた日々の監査役活動を遂行します。
3. いかなる状況下にあっても、毅然とした態度で
監査役職務を全うし、説明責任を果たし、
コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

注) 監査役には、監査委員・監事等を含む。

日本監査役協会の理念

当協会は

わが国の監査役制度の信頼性と有用性を広く内外に掲げ、

監査役の使命を高揚し、

良質なコーポレート・ガバナンスの確立をもって、

豊かなグローバル社会の実現を目指す。

日本監査役協会の取組み

1. 監査役が自らの職責を十分に果たせるよう、
その役割と機能を究明し、
時代の要請に応えた活動指針を提示します。
2. 企業の社会的責任の遂行と
コーポレート・ガバナンスの強化に寄与するため、
監査役に啓発と研鑽の機会を提供します。
3. 監査役制度の有用性をより高めるため、
広く社会との対話を促進し、
わが国のコーポレート・ガバナンスのあるべき姿を提言します。

注1) 監査役には、監査委員・監事等を含む。

注2) 監査役制度には、監査委員会制度を含む。

「監査役の理念」及び「日本監査役協会の理念」の補足説明

【監査役の理念】

「コーポレート・ガバナンスを担うものとして」

監査役は、経営者とともにまさに車の両輪として、コーポレート・ガバナンスの強化に重要な責任を担っているとの認識を表しています。

【監査役の行動指針】

第1項 「すべてのステークホルダーからの役割期待に応えるべく」

監査役は、その負託を受けた株主のために行動することは言うまでもありませんが、すべてのステークホルダーからの役割期待に公正に応えていくことで、ひいては株主利益の増大にもつながることを表しています。

第2項 「誠実さを旨とし」

監査役の監査活動における基本的な心構えを表しています。すなわち、監査役が正しい情報を十分に入手するための前提となる態度が「誠実性」(integrity)です。

第2項 「判断の根拠を広く社会に求める」

監査役が行動の軸とすべき会社法の要請はもとより、社会からの期待にも積極的に応えていく意思を表しています。「社会」には、法、公正性、倫理観等、監査役がその判断の根拠とすべき広い概念が含まれています。

【日本監査役協会の理念】

「わが国の監査役制度の信頼性と有用性を広く内外に掲げ」

わが国の監査役制度は累次の法改正を経て機能強化が図られるとともに、その背景にある社会の期待は増大の一途を辿ってきました。こうした状況の中で、監査役制度がわが国の企業実務において高い信頼を獲得し、十分な機能を果たしていることについて、当協会は、海外も視野に入れ積極的な説明と広報に努めていく決意を表しています。

「豊かなグローバル社会の実現を目指す」

公益社団法人への移行に伴い、新定款でも示されているとおり、当協会はこれまでも増して社会との関係が強く求められています。こうした当協会の新しい役割期待を踏まえ、当協会が社会の一員として、わが国のみならず、広く世界において相応の貢献を果たしていくことを表明しています。

【日本監査役協会の取組み】

第1項 「その役割と機能を究明し」

監査役の「役割」について、その多くは法が規定しているところではありますが、一方、監査役の「機能」は、監査役がそうした役割を果たすことにより、実際に社会にもたらされるものを意味しています。当協会は、何が監査役の果たすべき役割であり、監査役はいかなる機能を果たすのかを究明してまいります。

第3項 「広く社会との対話を促進し」

当協会は、わが国のコーポレート・ガバナンスや監査役制度のあるべき姿について積極的に建議、意見具申を行うとともに、国内のみならず海外に対してもそれらの信頼性と有用性を積極的に説明し理解を求めます。

以上

監査役監査基準

社団法人 日本監査役協会
昭和 50 年 3 月 25 日制定
昭和 57 年 7 月 20 日改正
平成 5 年 9 月 29 日改正
平成 6 年 10 月 31 日改正
平成 12 年 1 月 7 日改正
平成 14 年 6 月 13 日改正
平成 16 年 2 月 12 日改正
平成 19 年 1 月 12 日改正
平成 21 年 7 月 9 日改正
平成 23 年 3 月 10 日最終改正

監査役監査基準の改定について

社団法人 日本監査役協会
平成 23 年 3 月 10 日

I 経緯

監査役監査基準は、平成 16 年 2 月に、内外の環境変化に対応し、監査役が今日的に期待されている役割と責務を明確にすべく、構成も含め全面改定を行った。その後、平成 18 年 5 月に施行された会社法及び会社法施行規則等を受け、平成 19 年 1 月及び平成 21 年 7 月に会社法に対応した改定を行った。当協会は、前回の改定以降の監査役を取り巻く様々な環境変化に対応し、かつ監査実務の進展を踏まえ、監査役監査基準の改定を行うこととした。

II 改定の趣旨

わが国のコーポレート・ガバナンスをめぐる内外から問題が提起される中、上場制度整備の一環として上場規則が改正され、また平成 22 年 4 月に当協会が公表した「有識者懇談会の答申に対する最終報告書」において、監査役監査の実務上のガイドラインとなるモデル的な手続（ベストプラクティス）を提示した。当協会としては、このベストプラクティスを日頃の監査活動で実践することが望ましいと考え、必要な改定を行った。

改定の趣旨及び主な内容は以下のとおりである。

1. 東京証券取引所等の金融商品取引所の上場規則の改正により、上場会社について、独立役員を 1 名以上確保することが求められることとなった。社外監査役が独立役員として指定されることも多いことから、独立役員に関する規定を置いた（第 5 条第 4 項）。
2. 平成 22 年 4 月にとりまとめた「有識者懇談会の答申に対する最終報告書」等において、監査役監査環境の整備、内部統制システムに関する監査、第三者割当に関する監査、会計監査人の監査報酬の同意及び選任議案の同意に関してベストプラクティスが提言され、このベストプラクティスの提言内容を関係する各規定において反映した（監査役監査の実効性確保に関して第 5 条第 1 項及び第 14 条第 3 項、会計監査人の報酬決定の同意権及び選任議案の同意権行使に関して第 29 条及び第 32 条、会計監査人との関係強化に関して第 44 条第 4 項など）。
3. グループ経営が浸透し、企業集団における健全性の維持（たとえば子会社等において不祥事等が生じ会社に重大な損害を与えることを防ぐための対応など）の重要性が増している状況に鑑み、企業集団における監査役監査の基本規定を置いた（第 22 条及び第 35 条）。
4. 企業不祥事を防止するための監査役監査の

重要性が高まっている。特に不祥事発生に伴う損害の拡大防止や説明責任等の観点から、透明性の高い抜本的対応を求められ、第三者委員会が設置される例も増えている。こうした状況に対する監査役対応の基本的考え方について規定した（第24条）。

(1) 企業不祥事が発生した場合、損害の拡大防止や会社信用の維持の観点から、取締役が善管注意義務に則って適正かつ抜本的に対応しているのかについて、監査を行う旨を規定した（第1項）。

(2) 取締役が関与するなど重大な企業不祥事の場合、早期の信頼回復と損害の拡大防止のためには、透明性を確保した原因究明や再発防止等を行う会社の自浄作用が、迅速に発揮される必要がある。非業務執行役員である監査役は、会社の自浄作用の観点から、会社法上有している業務監査権限等を行行使し、利益相反のない徹底した原因究明と再発防止等を検討する第三者委員会の設置等について主導的役割を果たすことが重要である。また、必要と認めるときは、監査役会において協議の上、社外監査役等が第三者委員会を立ち上げることも検討されるべきである（第2項）。

(3) 非業務執行役員である監査役は、当該企業不祥事と明白な利害関係があると認められる場合を除き、第三者委員会の委員に就任し、会社に対する善管注意義務を前提にその職務を適正に遂行することが望ましい。また、委員への就任の有無にかかわらず、監査役は、早期の原因究明の要請や当局との関係等に抵触しないことに配慮した上で、第三者委員会の設置の経緯及び対応の状況等について説明を受けるなどをする（第3項）。

5. 上場会社における適正開示の重要性が高まっている中、有価証券報告書を含む企業の情報開示の適正性に関する監査役監査について規定を置いた（第41条）。

6. 第三者割当が行われる場合に監査役に一定の意見表明が求められていること等を踏まえ、第三者割当における監査役監査について規定

を置いた（第46条）。

7. 内部統制システム関連における「整備」という用語は会社法第362条第4項第6号で用いられており、現行基準では運用も含むと定義していたが、財務報告内部統制については整備・運用と用いられるのが一般的なため、実務界から誤解を招くとの指摘があった。そのため、関係箇所について「構築・運用」という用語に置き換えた。

その他、所要の改定を行った。

III 本基準の位置付けと対象会社について

本基準は、その制定に際して掲げた「監査役に今日的に期待されている役割と責務を明確にする」との理念のもとに、監査役監査の実効性を高めるため、監査役の実務上のガイドラインとなるモデル的な手続（ベストプラクティス）を含むものである。これらのベストプラクティスは、監査役があまねく遵守すべき規範を定めたものではないので、監査役の監査活動がこのモデル的な手続に準拠していないことにより、直ちに監査役の法的責任が問われるものではないが、一方、本基準を自社の基準としてそのまま採択した場合や本基準を参考にして自社の監査役監査基準として制定した場合は、その監査基準に従って監査を遂行する一定の義務を負うことに留意する必要がある。

なお、本基準の対象会社については、従前の監査役監査基準と同じく会社法上の大会社を対象とし、主として上場会社を念頭において作成されたものであることに変わりはない。大会社でない会社の場合には、それぞれの監査環境等に留意し、本基準を参考にして監査を実施することが望まれる。

監査役監査基準の改定について

社団法人 日本監査役協会

平成21年7月9日

平成21年4月1日、「会社法施行規則、会社

計算規則等の一部を改正する省令」(平成 21 年法務省令第 7 号)が施行され、会社法施行規則及び会社計算規則の一部が改正された。当協会は、これに対応するため、監査役監査基準の改定を行うこととした。

改定の主な内容は、次のとおりである。

(1)「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(いわゆる買収防衛策等)の事業報告における開示の規定について、当該基本方針の開示は「基本方針の内容の概要」及び「取組みの具体的内容の概要」の記載で足りるとされたことに伴い、所要の改定を行った。

(2)取締役の責任を追及する旨の訴えを提起するよう株主から請求され、当該責任追及の訴えを提起しない場合において、所定の株主等から請求があったときに当該請求者に対して提出又は提供すべきもの(不提訴理由の通知)として、「請求対象者の責任又は義務の有無についての判断」のみならず「その理由」も含まれる旨明確化されたことに伴い、所要の改定を行った。

監査役監査基準の改定について

社団法人 日本監査役協会
平成 19 年 1 月 12 日

I 経緯

監査役監査基準は、平成 16 年 2 月に、内外の環境変化に対応し、監査役が今日的に期待されている役割と責務を明確にすべく、構成も含め全面改定を行った。

その後、平成 18 年 5 月に施行された会社法及びその法務省令において、平成 16 年 2 月に改定された監査役監査基準において規定化された内部統制システムの整備状況の監査、監査役監査の環境整備等に関する規定が明記されるとともに、監査役職責等に関連した新たな規定が盛り込まれることになった。

当協会は、こうした平成 16 年 2 月の改定以降

の法改正及び環境変化等に対応すべく、監査役監査基準の改定を行うこととした。

II 改定の趣旨

会社法及び法務省令の内容を踏まえると、監査役監査基準を貫く基本方針を変える必要性はないと判断した。平成 16 年 2 月改定の際の監査役監査基準の前文もそのまま維持されている。その上で、従前の監査役監査基準と同様、法的要請への対応に留まらず、内外から評価される監査実務のあり方、責任のとれる監査のあり方を明示するため、具体的・体系的実務指針として必要な改定を行った。

改定にあたって主に考慮した点は、以下のとおりである。なお、本基準の対象会社については、従前の監査役監査基準と同じく会社法上の大会社を対象とし、主として上場会社を念頭において作成されたものであることに変わりはない。大会社でない会社の場合には、それぞれの監査環境等に留意し、本基準を参考にして監査を実施することが望まれる。

1. 大会社である取締役会設置会社については、内部統制システムに係る基本方針を取締役会において決議することが法的に義務付けられたことから、当該取締役会決議の内容及び取締役が行う内部統制システムの整備状況を監視し検証すること等について、会社法の規定に従って改定した。内部統制システムに関するより具体的な監査の方法等については、本基準に基づいて「内部統制システムに係る監査の実施基準」を定めることとした。
2. 「監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制」が取締役会において決議すべき内部統制システムに係る基本方針の一部として位置付けられ、かつ、取締役及び取締役会は、監査役職務の執行のために必要な体制の整備に留意する義務が規定されたことなどを踏まえ、監査役監査の環境整備について別章を立て、具体的・体系的な規定化を図った。
3. 監査役候補者に関する事項や社外監査役の

活動状況など監査役に関する開示事項が拡充されたことなどを踏まえ、監査役候補者の選定手続・基準等のあり方、社外監査役の職責などについて所要の改定を行った。

4. 会計監査人の報酬等に対する同意権が監査役に付与され、また、会計監査人は監査役に対し「会計監査人の職務の遂行に関する事項」を通知することが義務付けられたことなどを踏まえ、会計監査の適正性及び信頼性確保のために監査役が果たすべき職責について必要な規定化を図った。
5. 「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」が事業報告の内容となっているときは当該事項についての意見が監査報告の内容とされたことなどに対応し、当該基本方針等に関して別章を立て、買収防衛策の適正性確保のために監査役が果たすべき職責について必要な規定化を図った。
6. 株主代表訴訟における不提訴理由通知制度の導入に伴い、取締役の責任を追及する旨の提訴請求に対する監査役の適正な意見形成が一層重要となることなどを踏まえ、株主代表訴訟への対応等について所要の改定を行った。

監査役監査基準の改定について

社団法人 日本監査役協会
平成 16 年 2 月 12 日改正

I 経緯

監査役監査基準は昭和 50 年 3 月に制定されて以来、現在まで商法等の改正に併せ、幾度となく改正を重ね、監査役がその職務権限を遂行するための行動基準としてその役割を果たしてきた。しかし、監査役監査の理念の表明と法的に要請される基本的事項が中心であったことから、とりわけこの数年の監査役監査を取り巻く環境の著しい変化に対応し、監査役に期待される職責を果たすための行動基準として十分なもので

あるか見直しの必要性が指摘され、真剣に議論されるに至った。

一方、法制面では、平成 13 年の企業統治に関する商法等改正により監査役の機能強化が図られ、平成 14 年の商法等改正では、大会社について新たな経営機構である委員会等設置会社制度との選択制が導入され、監査体制を含めた企業統治体制（コーポレート・ガバナンス）の質を競う時代に入ることになった。また、金融・資本市場のグローバル化に伴う関係法令・会計基準の改正、連結経営への動き、度重なる企業の不祥事に対応した取締役の責任に関する司法判断の集積なども急速に進みつつある。

日本監査役協会では、こうした内外の環境変化に対応して、監査役に今日的に期待されている役割と責務を明確にし、その具体的行動指針を示すべく、各委員会・研究会等の成果・意見をも織り込んで、監査役監査基準を見直し、構成も含め全面的な改定を行うこととした。

II 改定の視点

今回の監査役監査基準の改定にあたっては、従前の監査役監査基準の理念・法的要請への対応に留まらず、具体的・体系的実務指針として、内外から評価される監査実務のあり方、責任のとれる監査のあり方を明示することを目指した。さらに、監査役は、独立の立場から取締役の職務執行を監査することにより、企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保・担保することが基本責務であると認識し、良質な企業統治体制の確立と運用を監査役の基本的な監査視点とすることを明示した。

改定の主要な視点は、以下のとおりである。

1. 取締役会その他における意思決定に関しては、取締役の善管注意義務履行の判断基準としていわゆる経営判断の原則が判例で定着しつつあることに鑑み、十分な情報と適切な意思決定過程に基づいた合理的決定がなされているか否かという観点を、監査役監査基準に盛り込むこととした。
2. 取締役個々の職務執行に関しては、いわゆ

る内部統制システムの確立が特に大規模公開会社の取締役の善管注意義務として認識されつつあることに鑑み、会社の規模・事業内容等に即した適切な内部統制システムが整備されているか否かを監査役監査基準に据えることとし、その規定化を図った。

3. 従来の監査役監査基準においても、不祥事を未然に防止する予防監査、内部統制、会計監査人との関係等の視点は取り入れられていたが、上記2の観点も踏まえ、監査役職務遂行を補助する体制の整備や内部監査部門等との連携など、監査役監査環境の整備をより具体的な形で監査の基準として位置づけ、その重要性を一層明確にした。
4. 監査役制度は独任制であるが、機関としての実効性向上のため、監査役会、議長、社外監査役等の機能強化などについて規定した。
5. 企業情報開示の適正性、透明性及び信頼性を確保するため、監査役は会計監査人の独立性を監視し、取締役が財務諸表及び計算書類等を作成するために必要かつ適切な財務報告体制を構築・運用しているかを監視・検証すること等について規定した。
6. 平成13年の企業統治に関する商法等改正において、取締役の責任減免や代表訴訟における会社の被告取締役側への訴訟参加等において監査役の同意が求められるなど、取締役会社間の利益相反状況における一定の役割が監査役に期待されていることを踏まえ、その規定化を図った。
7. 監査役監査活動及び監査報告の透明性を高め、かつ、信頼性を確保するため、監査の報告・開示のあり方、株主に対する説明責任について規定した。

III 監査役監査の有効性確保にあたって

監査役が本基準に基づきその職責を有効に果たすためには、取締役、とりわけ代表取締役が、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識すること、かつ、自らの職責として監査役監査の環境整備を行うことが強く要請されていることを

認識することが、極めて重要である。監査役には、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立の機関として、かかる認識のより一層の浸透に努めることが、会社内はもちろんのこと社会からも強く要請されている。

IV 本基準の対象会社について

本基準は、商法特例法上の大会社（みなし大会社を含む）を対象とし、主として公開会社を念頭において作成したものである。中会社・小会社の場合には、それぞれの監査環境等に留意し、本基準を参考にして監査を実施することが望ましい。

監査役監査基準

第1章 本基準の目的

(目的)

- 第1条** 1. 本基準は、監査役の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。
2. 監査役は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の監査環境にも配慮して本基準に則して行動するものとし、監査の実効性の確保に努めなければならない。

第2章 監査役の職責と心構え

(監査役の職責)

- 第2条** 1. 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。
2. 前項の責務を果たすため、監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。

(監査役の心構え)

- 第3条** 1. 監査役は、独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならない。
2. 監査役は、監査品質の向上のため常に自己研鑽に努めなければならない。
3. 監査役は、適正な監査視点の形成のため、経営全般の見地から経営課題についての認識

を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。

4. 監査役は、平素より会社及び子会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。
5. 監査役は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、必要があると認めるときは、弁護士等外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。
6. 監査役は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。
7. 監査役は、企業の健全で持続的な成長を確保し社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立と運用のために、監査役監査の環境整備が重要かつ必須であることを、代表取締役を含む取締役に理解し認識させるよう努めなければならない。

第3章 監査役及び監査役会

(常勤監査役)

- 第4条** 1. 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。
2. 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。
3. 常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努めなければならない。

(社外監査役及び独立役員)

- 第5条** 1. 社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために法令上その選任が義務付けられていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得ら

れた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、他の監査役と協力して監査の環境の整備に努めなければならない。また、他の監査役と協力して第34条第1項に定める内部監査部門等及び会計監査人との情報の共有に努めなければならない。

2. 社外監査役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をし又は意見を述べなければならない。
3. 社外監査役は、法令で定める一定の活動状況が事業報告における開示対象となることにも留意し、その職務を適切に遂行しなければならない。
4. 独立役員に指定された社外監査役は、一般株主の利益ひいては会社の利益（本条において「一般株主の利益」という）を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のために行動することが特に期待されていることを認識し、他の監査役と協力して一般株主との意見交換等を所管する部署と情報の交換を図り、必要があると認めたときは、一般株主の利益への配慮の観点から代表取締役及び取締役会に対して意見を述べる。

(監査役会の機能)

- 第6条** 1. 監査役会は、すべての監査役で組織する。
2. 各監査役は、監査役会が監査に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であることに鑑み、職務の遂行の状況を監査役会に報告するとともに、監査役会を活用して監査の実効性の確保に努めなければならない。ただし、監査役会の決議が各監査役の権限の行使を妨げるものではない。
 3. 監査役会は、必要に応じて取締役又は取締役会に対し監査役会の意見を表明する。
 4. 監査役会は、法令に定める事項のほか、取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項

を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとする。

(監査役会の職務)

- 第7条** 監査役会は、次に掲げる職務を行う。
- ただし、第3号の決定は、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。
- 一 監査報告の作成
 - 二 常勤の監査役の選定及び解職
 - 三 監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

(監査役会の運営)

- 第8条** 1. 監査役会は、定期的開催し、取締役会の開催日時、各監査役の出席可能性等にも配慮し、あらかじめ年間の開催日時を定めておくことが望ましい。ただし、必要があるときは随時開催するものとする。
2. 監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定める。監査役会の議長は、監査役会を招集し運営するほか、監査役会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。
 3. 監査役会は、各監査役の報告に基づき審議をし、監査意見を形成する。
 4. 監査役会の決議を要する事項については、十分な資料に基づき審議しなければならない。
 5. 監査役は、監査役会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確認し、出席した監査役は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(監査役選任手続等への関与及び同意手続)

- 第9条** 1. 監査役会は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の可否を審議しなければならない。同意の判断に当たっては、第10条に定める選定基準等を考慮する。
2. 監査役会は、監査役の候補者、監査役選任

議案を決定する手続、補欠監査役の選任の要否等について、取締役との間であらかじめ協議の機会をもつことが望ましい。

3. 監査役会は、必要があると認めるときは、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすることを請求し、又は株主総会に提出する監査役の候補者を提案しなければならない。
4. 監査役は、監査役の選任、解任、辞任、又は不再任について意見をもつに至ったときは、株主総会において意見を表明しなければならない。
5. 補欠監査役の選任等についても、本条に定める手続に従うものとする。
6. 監査役及び監査役会は、社外監査役選任議案において開示される不正な業務執行の発生の予防及び発生後の対応に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討する。

(監査役候補者の選定基準等)

- 第10条** 1. 監査役会は、監査役の常勤・非常勤又は社内・社外の別及びその員数、現任監査役の任期、専門知識を有する者の有無、欠員が生じた場合の対応等を考慮し、監査役候補者の選定に関して一定の方針を定めるものとする。
2. 監査役候補者の選定に際しては、監査役会は、任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討しなければならない。なお、監査役のうち最低1名は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましい。
3. 社外監査役候補者の選定に際しては、監査役会は、会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを確認するとともに、取締役会及び監査役会等への出席可能性等を検討するものとする。
4. 監査役会は、独立役員指定に関する考え

方を取締役等から聴取し、必要に応じて協議する。

5. 監査役候補者及び社外監査役候補者の選定に際しては、監査役会は、前3項に定める事項のほか、法令の規定により監査役の選任議案に関して株主総会参考書類に記載すべきとされている事項についても、検討するものとする。

(監査役報酬等)

- 第11条** 1. 各監査役が受けるべき報酬等の額について定款の定め又は株主総会の決議がない場合には、監査役は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬等の額を定めなければならない。
2. 監査役は、監査役の報酬等について意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会又は株主総会において意見を述べる。

(監査費用)

- 第12条** 1. 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましい。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
2. 監査費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならない。

第4章 監査役監査の環境整備

(代表取締役との定期的会合)

- 第13条** 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、補助使用人の確保及び監査役への報告体制その他の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼

関係を深めるよう努めるものとする。

(監査役監査の実効性を確保するための体制)

- 第14条** 1. 監査役は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努めなければならない。
2. 前項の体制確保のため、監査役は、次に掲げる体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役又は取締役会に対して要請するものとする。
- 一 監査役の職務を補助すべき使用人（本基準において「補助使用人」という）に関する事項
 - 二 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 三 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 四 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
3. 監査役会は、社外取締役が選任されている場合、社外取締役との情報交換及び連係に関する事項について検討し、監査の実効性の確保に努めることが望ましい。

(補助使用人)

- 第15条** 1. 監査役は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努めるものとする。
2. 監査役及び監査役会の事務局は、専任の補助使用人があたることが望ましい。

(補助使用人の独立性の確保)

- 第16条** 1. 監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めなければならない。
2. 監査役は、以下の事項の明確化など、補助使用人の独立性の確保に必要な事項を検討するものとする。
- 一 補助使用人の権限

- 二 補助使用人の属する組織
- 三 監査役の補助使用人に対する指揮命令権
- 四 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権

(監査役への報告に関する体制等)

- 第17条** 1. 監査役は、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制の強化に努めるものとする。
2. 監査役は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに監査役会に報告することが自らの義務であることを強く認識するように、取締役に対し求めなければならない。
3. 前項に定める事項のほか、監査役は、取締役との間で、監査役又は監査役会に対して定期的に報告を行う事項及び報告を行う者を、協議して決定するものとする。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。
4. あらかじめ取締役と協議して定めた監査役又は監査役会に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監査役は、社内規則の制定その他の社内体制の整備を代表取締役に求めなければならない。
5. 会社に内部通報システムがおかれているときには、監査役は、その情報の受領先に加わるなど、その内部通報システムが有効に機能しているかを監視し検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。
6. 監査役は、第34条に定める内部監査部門等との連係体制が実効的に構築・運用されるよう、取締役又は取締役会に対して体制の整備を要請するものとする。

第5章 業務監査

(取締役の職務の執行の監査)

- 第18条** 1. 監査役は、取締役の職務の執行を監査する。
2. 前項の職責を果たすため、監査役は、次の

職務を行う。

- 一 監査役は、取締役会決議その他における取締役の意思決定の状況及び取締役会の監督義務の履行状況を監視し検証する。
 - 二 監査役は、取締役が、内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。
 - 三 監査役は、取締役が会社の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めるとき、会社に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めるとき、会社の業務に著しく不当な事実を認めるときは、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じる。
 - 四 監査役又は監査役会は、取締役から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。
3. 監査役は、前項に定める事項に関し、必要があると認めるときは、取締役会の招集又は取締役の行為の差止めを求めなければならない。
 4. 監査役は、取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があると認めるときは、その事実を監査報告に記載する。その他、株主に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。
 5. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき審議を行い、監査役会としての監査意見を形成し監査役会監査報告に記載する。

(取締役会等の意思決定の監査)

- 第19条** 1. 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければならない。
- 一 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと

- 二 意思決定過程が合理的であること
 - 三 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと
 - 四 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと
 - 五 意思決定が取締役の利益又は第三者の利益でなく会社の利益を第一に考えてなされていること
2. 前項に関して必要があると認めるときは、監査役は、取締役に対し助言もしくは勧告をし、又は差止めの請求を行わなければならない。

(取締役会の監督義務の履行状況の監査)

- 第20条** 監査役は、代表取締役及び業務を執行する取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証しなければならない。

(内部統制システムに係る監査)

- 第21条** 1. 監査役は、会社の取締役会決議に基づいて整備される次の体制（本基準において「内部統制システム」という）に関して、当該取締役会決議の内容並びに取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証しなければならない。
- 一 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 二 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 三 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 四 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 五 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 六 第14条第2項に定める監査役監査の実効性を確保するための体制
2. 監査役は、内部統制システムの構築・運用

の状況についての報告を取締役に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連係及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証する。

3. 監査役は、内部統制システムに関する監査の結果について、取締役又は取締役会に報告し、必要があると認めるときは、取締役又は取締役会に対し内部統制システムの改善を助言又は勧告しなければならない。
4. 監査役は、監査役監査の実効性を確保するための体制に係る取締役会決議の状況及び関係する各取締役の当該体制の構築・運用の状況について監視し検証し、必要があると認めるときは、代表取締役その他の取締役との間で協議の機会をもたなければならない。
5. 監査役は、取締役又は取締役会が監査役監査の実効性を確保するための体制の適切な構築・運用を怠っていると認められる場合には、取締役又は取締役会に対して、速やかにその改善を助言又は勧告しなければならない。
6. 監査役は、内部統制システムに関する監査の結果について、監査役会に対し報告をする。
7. 監査役は、内部統制システムに係る取締役会決議の内容が相当でないとき、内部統制システムに関する事業報告の記載内容が著しく不適切と認めるとき、及び内部統制システムの構築・運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認めるときには、その旨を監査報告に記載する。その他、株主に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。
8. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき審議を行い、監査役会としての監査意見を形成し監査役会監査報告に記載する。
9. 内部統制システムに関する監査については、本基準に定める事項のほか、別に定める内部統制システムに係る監査の実施基準による。

(企業集団における監査)

第22条 1. 子会社及び重要な関連会社(本基

準において「子会社等」という)を有する会社の監査役は、連結経営の視点を踏まえ、取締役の子会社等の管理に関する職務の執行の状況を監視し検証する。

2. 監査役は、子会社等において生じる不祥事等が会社に与える損害の重大性の程度を考慮して、内部統制システムが会社及び子会社等において適切に構築・運用されているかに留意してその職務を執行するとともに、企業集団全体における監査の環境の整備にも努める。

(競業取引及び利益相反取引等の監査)

第23条 1. 監査役は、次の取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。

- 一 競業取引
- 二 利益相反取引
- 三 会社がする無償の財産上の利益供与(反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む)
- 四 親会社又は子会社もしくは株主等との通例でない取引
- 五 自己株式の取得及び処分又は消却の手續

2. 前項各号に定める取引等について、社内部門等からの報告又は監査役の監査の結果、取締役の義務に違反し、又はするおそれがある事実を認めるときは、監査役は、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。

3. 監査役は、第1項各号に掲げる事項以外の重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言又は勧告しなければならない。

(企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会)

第24条 1. 監査役は、企業不祥事(法令又は定款に違反する行為その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為をいう。以下本条において同じ)が発生した場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の

設置を求め調査委員会から説明を受け、当該企業不祥事の実態関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応の状況について監視し検証しなければならない。

2. 前項の取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でない認められる場合には、監査役は、監査役会における協議を経て、取締役に対して当該企業不祥事に対する原因究明及び再発防止策等の検討を外部の独立した弁護士等に依頼して行う第三者委員会（本条において「第三者委員会」という）の設置の勧告を行い、あるいは必要に応じて外部の独立した弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる。
3. 監査役は、当該企業不祥事に対して明白な利害関係があると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく、第三者委員会の委員に就任しない場合にも、第三者委員会の設置の経緯及び対応の状況等について、早期の原因究明の要請や当局との関係等の観点から適切でない認められる場合を除き、当該委員会から説明を受け、必要に応じて監査役会への出席を求める。監査役は、第三者委員会の委員に就任した場合、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、他の弁護士等の委員と協働してその職務を適正に遂行するものとする。

（事業報告等の監査）

- 第25条** 1. 監査役は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（本基準において「事業報告等」という）が適切に記載されているかについて監査意見を形成する。
2. 監査役は、特定取締役（会社法施行規則第132条第4項に定める取締役をいう。以下本条において同じ）から各事業年度における事

業報告等を受領し、当該事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかを監査しなければならない。

3. 監査役は、前2項を踏まえ、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査役監査報告に記載する。
4. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査役会監査報告に記載する。
5. 監査役会は、その決議によって、特定取締役から事業報告等の通知を受ける職務を行う特定監査役（会社法施行規則第132条第5項に定める監査役をいう）を定めることができる。
6. 事業報告等の監査にあたって、監査役及び監査役会は、必要に応じて、会計監査人との関係を図るものとする。

（事業報告における社外監査役の活動状況等）

第26条 監査役及び監査役会は、事業報告において開示される社外監査役の活動状況その他監査役に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討しなければならない。

第6章 会計監査

（会計監査）

- 第27条** 1. 監査役及び監査役会は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類等の会社計算規則第2条第3項第3号に規定するものをいう。以下本基準において同じ）が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成する。
2. 監査役は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家とし

て適切な監査を実施しているかを監視し検証する。

(会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認)

第28条 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、監査役は、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め確認を行う。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(会計監査人の報酬等の同意手続)

第29条 1. 監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する場合には、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断にあたって、前項の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む）及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて、確認する。

(会計方針等の監査)

第30条 1. 監査役は、会計方針（会計処理の原則及び手続並びに表示の方法その他計算関係書類作成のための基本となる事項）等が、

会社財産の状況、計算関係書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証しなければならない。また、必要があると認めるときは、取締役に対し助言又は勧告をしなければならない。

2. 会社が会計方針等を変更する場合には、監査役及び監査役会は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう取締役に求め、その変更の当否についての会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない。

(計算関係書類の監査)

第31条 1. 監査役は、各事業年度における計算関係書類を特定取締役（計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役等の会社計算規則第130条第4項に定める取締役をいう。以下本条において同じ）から受領する。監査役は、取締役及び使用人等に対し重要事項について説明を求め確認を行う。

2. 監査役は、各事業年度における計算関係書類につき、会計監査人から会計監査報告及び監査に関する資料を受領する。監査役は、会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の調査を行う。当該調査の結果、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、監査役は、自ら監査を行い、相当でないと認めた旨及び理由を監査役監査報告に記載する。

3. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について審議を行い、監査役会としての監査意見を形成する。当該審議の結果、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、監査役会は、相当でないと認めた旨及び理由を監査役会監査報告に記載する。

4. 監査役会は、その決議によって、特定取締役から計算関係書類の通知を受け、会計監査人から会計監査報告の通知を受ける職務を行

う特定監査役（会社計算規則第130条第5項に定める監査役をいう）を定めることができる。

（会計監査人の選任等の同意手続）

- 第32条** 1. 監査役は、会計監査人の再任の適否について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討する。
2. 監査役会は、会計監査人の再任の適否の判断（会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出すること又は会計監査人の解任もしくは不再任を株主総会の目的とすることの同意の判断を含む）にあたって、前項の検討を踏まえ、会計監査人の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む）、監査体制及び独立性などが適切であるかについて、確認する。
3. 監査役会は、取締役に対し、会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出すること又は会計監査人の解任もしくは不再任を株主総会の目的とすることを請求することができる。

第7章 監査の方法等

（監査計画及び業務の分担）

- 第33条** 1. 監査役会は、内部統制システムの構築・運用の状況にも留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。この場合、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定するものとする。
2. 監査役会は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議又は意見交換を行い、監査計画を作成する。
3. 監査役会は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。
4. 監査役会は、監査方針及び監査計画を代表取締役及び取締役会に説明する。
5. 監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。

（内部監査部門等との関係による組織的かつ効率的な監査）

- 第34条** 1. 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行にあたり、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署（本基準において「内部監査部門等」という）と緊密な関係を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めなければならない。
2. 監査役は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めるものとする。監査役は、内部監査部門等の監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用する。
3. 監査役は、取締役のほか、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門その他内部統制機能を所管する部署（本条において「内部統制部門」という）から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めなければならない。
4. 監査役会は、各監査役からの報告を受けて、取締役又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項を検討する。ただし、監査役会の決定は各監査役の権限の行使を妨げるものではない。

（企業集団における監査の方法）

- 第35条** 1. 監査役は、取締役及び使用人等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。
2. 監査役は、その職務の執行にあたり、親会社及び子会社等の監査役、内部監査部門等及び会計監査人等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
3. 監査役は、取締役の職務の執行を監査するため必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。

(取締役会への出席・意見陳述)

- 第36条** 1. 監査役は、取締役会に出席し、かつ、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
2. 監査役は、取締役が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない。
3. 監査役は、取締役会に前項の報告をするため、必要があると認めるときは、取締役会の招集を請求しなければならない。また、請求後、一定期間内に招集の通知が発せられない場合は、自らが招集することができる。
4. 監査役は、取締役会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめ、出席した監査役は、署名又は記名押印しなければならない。

(取締役会の書面決議)

- 第37条** 取締役が取締役会の決議の目的である事項について法令の規定に従い当該決議を省略しようとしている場合には、監査役は、その内容（取締役会の決議を省略することを含む）について検討し、必要があると認めるときは、異議を述べなければならない。

(特別取締役による取締役会への出席・意見陳述)

- 第38条** 1. 取締役会が特別取締役による取締役会の決議をすることができる旨を定めている場合には、監査役会は、その決議によって当該取締役会に出席する監査役をあらかじめ定めることができる。ただし、その他の監査役の当該取締役会への出席を妨げるものではない。
2. 特別取締役による取締役会に出席した監査役は、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

3. 特別取締役による取締役会に出席した監査役は、特別取締役による取締役会の議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめ、これに署名又は記名押印しなければならない。
4. 特別取締役による取締役会に出席した監査役は、他の監査役に対して付議事項等について報告を行う。

(重要な会議等への出席)

- 第39条** 1. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、経営会議、常務会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
2. 前項の監査役が出席する会議に関して、監査役の出席機会が確保されるよう、監査役は、取締役等に対して必要な要請を行うものとする。
3. 第1項の会議又は委員会に出席しない監査役は、当該会議等に出席した監査役又は取締役もしくは使用人から、付議事項についての報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。

(文書・情報管理の監査)

- 第40条** 1. 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要があると認めるときは、取締役又は使用人に対しその説明を求め、又は意見を述べなければならない。
2. 監査役は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認めるときは、取締役又は使用人に対し説明を求め、又は意見を述べなければならない。

(法定開示情報等に関する監査)

- 第41条** 1. 監査役は、有価証券報告書その他

会社が法令の規定に従い開示を求められる情報で会社に重大な影響のあるもの（本条において「法定開示情報等」という）に重要な誤りがなくかつ内容が重大な誤解を生ぜしめるものでないことを確保するための体制について、第21条に定めるところに従い、法定開示情報等の作成及び開示体制の構築・運用の状況を監視し検証する。

2. 監査役は、継続企業の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、企業の健全性に重大な影響のある事項について、取締役が情報開示を適時適切な方法により、かつ、十分に行っているかを監視し検証する。

（取締役及び使用人に対する調査等）

- 第42条** 1. 監査役は、取締役及び使用人に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する。
2. 監査役は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成するうえでの合理的根拠を求めなければならない。

（会社財産の調査）

- 第43条** 1. 監査役は、重要な会社財産の取得、保有及び処分状況について調査しなければならない。
2. 監査役は、取締役が会社の資産及び負債を適切に管理しているかを調査しなければならない。
 3. 監査役は、会社財産の実質価値の把握に努めるよう心掛ける。

（会計監査人との関係）

- 第44条** 1. 監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な関係を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。
2. 監査役及び監査役会は、会計監査人から監

査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行わなければならない。

3. 監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。
4. 監査役は、会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む）がある旨の報告等を受けた場合には、監査役会において審議のうえ、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。
5. 監査役は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、会計監査人との情報の共有に努める。

第8章 会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当

（会社の支配に関する基本方針等）

- 第45条** 1. 監査役は、会社がその財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（本条において「基本方針」という）を定めている場合には、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、次に掲げる事項について検討し、監査報告において意見を述べなければならない。

一 基本方針の内容の概要

二 次に掲げる取組みの具体的な内容の概要
イ 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

ロ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支

配されることを防止するための取組み

(本条において「買収防衛策」という)

2. 監査役は、前項第2号に定める各取組みの次に掲げる要件への該当性に関する取締役会の判断及びその判断に係る理由について、取締役会その他における審議の状況を踏まえて検討し、監査報告において意見を述べなければならない。
 - 一 当該取組みが基本方針に沿うものであること。
 - 二 当該取組みが会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。
 - 三 当該取組みが会社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないこと。
3. 監査役は、買収防衛策の発動又は不発動に関する一定の判断を行う委員会の委員に就任した場合、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、会社利益の最大化に沿って適正に当該判断を行うものとする。

(第三者割当の監査)

- 第46条** 1. 監査役は、会社が株式又は新株予約権(新株予約権付社債を含む)の第三者割当を行う場合、第19条及び第41条第1項に定める監査を行うほか、有利発行該当性に関する事項を検討し、法令又は金融商品取引所の上場規則等が求めるところに従い意見を述べる。
2. 監査役は、株主総会決議を経ずに行われる大規模第三者割当(直近6ヶ月間における第三者割当による議決権の希薄化率が25%以上となる場合又は第三者割当によって支配株主となる者が生じる場合をいう。以下本条において同じ)について、会社役員の状態の維持を目的とするものではないか等を検討し、必要に応じて取締役に対して助言又は勧告を行う。監査役が当該大規模第三者割当に関し独立した者としての第三者意見を述べる場合には、会社に対する善管注意義務を前提に、その職務を適正に遂行するものとする。

第9章 株主代表訴訟等への対応

(取締役と会社間の訴えの代表)

- 第47条** 監査役は、会社が取締役に対し又は取締役が会社に対し訴えを提起する場合には、会社を代表する。

(取締役等の責任の一部免除に関する同意)

- 第48条** 1. 次に掲げる監査役の全員の同意は、監査役会における協議を経て行うことができる。
- 一 取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
 - 二 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
 - 三 定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出することに対する同意
 - 四 社外取締役との間で責任限定契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
2. 前項各号の同意を行うにあたり、監査役は、定款変更にかかる議案に対する同意については定款変更の当否や提案理由の適切さ等を、責任の一部免除にかかる議案に対する同意については免除の理由、監査役が行った調査結果、当該事案について判決が出されているときにはその内容等を十分に吟味し、かつ、必要に応じて外部専門家の意見も徴して判断を行うものとする。
 3. 第1項各号の同意の当否判断のために行った監査役の調査及び審議の過程と結果については、監査役は、記録を作成し保管するものとする。
 4. 法令の規定に基づいて会計監査人の責任の一部免除に関する議案(責任限定契約に関する議案を含む)が株主総会又は取締役会に提出される場合についても、監査役及び監査役会は、本条の規定に準じるものとする。

(株主代表訴訟の提訴請求の受領及び不提訴理由の通知)

第 49 条 1. 監査役は、取締役に対しその責任を追及する訴えを提起するよう株主から請求を受けた場合には、速やかに他の監査役へ通知するとともに、監査役会を招集してその対応を十分に審議のうえ、提訴の当否について判断しなければならない。

2. 前項の提訴の当否判断にあたって、監査役は、被提訴取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部専門家から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施しなければならない。

3. 監査役は、第 1 項の判断結果について、取締役会及び被提訴取締役に対して通知する。

4. 第 1 項の判断の結果、責任追及の訴えを提起しない場合において、提訴請求株主又は責任追及の対象となっている取締役から請求を受けたときは、監査役は、当該請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出し、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならない。この場合、監査役は、外部専門家の意見を徴したうえ、監査役会における審議を経て、当該通知の内容を検討する。

一 監査役が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む）

二 被提訴取締役の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 被提訴取締役に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

5. 監査役は、提訴の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。

(補助参加の同意)

第 50 条 1. 株主代表訴訟における会社の被告取締役側への補助参加について、監査役全員の同意は監査役会における協議を経て行うこ

とができる。

2. 前項の補助参加への同意の当否判断にあたって、監査役は、代表取締役及び被告取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査役は、補助参加への同意の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管する。

(訴訟上の和解)

第 51 条 1. 監査役は、株主代表訴訟について原告株主と被告取締役との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告が裁判所からなされた場合には、速やかに監査役会等においてその対応を十分に審議し、和解に異議を述べることがどうかを判断しなければならない。

2. 前項の訴訟上の和解の当否判断にあたって、監査役は、代表取締役及び被告取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査役は、訴訟上の和解の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管する。

第 10 章 監査の報告

(監査内容等の報告・説明)

第 52 条 監査役は、監査活動及び監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、自らの職務遂行の状況や監査の内容を必要に応じて説明することが監査役の重要な責務であることを、自覚しなければならない。

(監査調書の作成)

第 53 条 監査役は、監査調書を作成し保管しなければならない。当該監査調書には、監査役が実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。

(代表取締役及び取締役会への報告)

- 第54条** 1. 監査役及び監査役会は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役及び取締役会に報告する。
2. 監査役及び監査役会は、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を代表取締役及び取締役会に報告し、必要があると認めるときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。

(監査報告の作成・通知)

- 第55条** 1. 監査役は、監査役監査報告を作成し、監査役会に提出する。
2. 監査役会は、各監査役が作成した監査役監査報告に基づき、審議のうえ、正確かつ明瞭に監査役会監査報告を作成する。
3. 監査役会は、特定取締役(第25条第2項及び第31条第1項に規定された特定取締役をいう。以下本条において同じ)から受領した事業報告、計算関係書類その他の書類について、法定記載事項のほか、開示すべき事項が適切に記載されているかを確かめ、必要に応じ取締役に対し説明を求め、又は意見を述べ、もしくは修正を求めなければならない。
4. 監査役会は、監査役会監査報告を作成するにあたり、取締役の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認するとともに、第41条第2項に掲げる事項にも留意のうえ、監査役会監査報告に記載すべき事項があるかを検討する。
5. 監査役は、監査役会監査報告の内容と自己の監査報告の内容が異なる場合には、自己の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。
6. 監査役は、自己の監査役監査報告及び監査役会監査報告に署名又は記名押印し、常勤の監査役及び社外監査役はその旨を記載する。また、監査役会監査報告には、作成年月日を記載しなければならない。
7. 特定監査役(第25条第5項及び第31条第

4項の規定により定められた特定監査役をいう。以下本条において同じ)は、事業報告等に係る監査役会監査報告の内容及び計算関係書類に係る監査役会監査報告の内容を特定取締役に通じ、計算関係書類に係る監査役会監査報告の内容を会計監査人に通知する。ただし、事業報告等に係る監査報告と計算関係書類に係る監査報告を一通にまとめて作成する場合には、当該監査報告の内容を会計監査人に通知する。

8. 前項において、特定監査役は、必要に応じて、事業報告等に係る監査役会監査報告の内容を特定取締役に通知すべき日について特定取締役との間で合意し、計算関係書類に係る会計監査報告の内容を特定監査役に通知すべき日並びに計算関係書類に係る監査役会監査報告の内容を特定取締役及び会計監査人との間で合意して定めるものとする。

(電磁的方法による開示)

- 第56条** 1. 株主総会参考書類、事業報告、個別注記表又は連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査役会監査報告を含む)に記載又は表示すべき事項の全部又は一部について、インターネットによる開示の措置をとることにより株主に対して提供したものとみなす旨の定款の定めがある会社において、取締役が当該措置をとろうとしている場合には、監査役は、当該措置をとることについて検討し、必要があると認めるときは、異議を述べなければならない。
2. 取締役が前項の定款の定めに基づく措置をとる場合に、監査役は、現に株主に対して提供される事業報告又は計算書類もしくは連結計算書類が、監査報告を作成するに際して監査をした事業報告又は計算書類もしくは連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求することができる。

(株主総会への報告・説明等)

- 第57条** 1. 監査役は、株主総会に提出される議案及び書類について法令もしくは定款に違反し又は著しく不当な事項の有無を調査し、当該事実があると認められた場合には、株主総会において意見を報告しなければならない。また、監査役は、監査役の説明責任を果たす観点から、必要に応じて株主総会において自らの意見を述べるものとする。
2. 監査役は、株主総会において株主が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。
3. 監査役は、株主総会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめる。

(附則)

本基準において、「記載」には、その性質に反しない限り、電磁的記録を含むものとする。また、本基準において言及される各種書類には、電磁的記録により作成されたものを含むものとする。

内部統制システムに係る監査の実施基準

社団法人 日本監査役協会

平成 19 年 4 月 5 日制定

平成 21 年 7 月 9 日改正

平成 23 年 3 月 10 日最終改正

内部統制システムに係る監査の実施基準 の改定について

社団法人 日本監査役協会

平成 23 年 3 月 10 日

I 経緯

監査役を取り巻く様々な環境変化に対応し、かつ監査実務の進展を踏まえ、平成 23 年 3 月 10 日に「監査役監査基準」が改定された。本実施基準についても見直しを行い、所要の改定を行うこととした。

II 改定の趣旨

改定の趣旨及び主な内容は以下のとおりである。

1. 平成 22 年 4 月に当協会が公表した「有識者懇談会の答申に対する最終報告書」において、内部統制システムの構築・運用の状況に関する十分な開示についてのベストプラクティスが提言された。そこで、内部統制システムに係る事業報告の記載に関する監査役監査に関する規定を置いた（第 5 条第 3 項）。
2. 内部統制システムの監査役監査において、監査役が監査役監査報告において指摘すべきほどの重大な不備、すなわち内部統制システムの構築・運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認められる不備を、本実施基準では従前から「重大な欠陥」と定義している。明確化のため、第 2 条において定義規定を置いた（第 2 条第 1 項第 17 号）。
3. 財務報告内部統制に関する監査役監査につ

いて規定を見直した（第 13 条）。

本実施基準制定時は、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」の制度の導入時であり、制度自体は施行されていなかったことから、以後必要に応じてさらに検討を進めることが要請されていた。そこで、財務報告内部統制制度の施行後数年を経た本改定において、財務報告内部統制体制の実際の適用実績を踏まえて、監査役として果たすことが望ましいと考えられる役割を示した。

(1) 内部統制システムに対する監査役監査は、内部統制システムが会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応しているのか否かの監査である。そこで本実施基準では、体制ごとに、いかなるリスクが重大なのか(第 8 条乃至第 12 条の各第 1 項)及び当該重大リスクに内部統制システムがプロセスとして有効に機能しているのか否かを判断するに当たってのチェックポイントの例(第 8 条乃至第 12 条の各第 2 項)を規定している。財務報告内部統制についても、第 13 条において同様に、従前から、いかなるリスクが重大なのかに関する第 1 項と当該重大リスクに内部統制システムがプロセスとして有効に機能しているのか否かを判断するに当たってのチェックポイントの第 2 項とを置いている。

ただし、上場会社の財務報告内部統制については、他の内部統制システムとは異なり、金融商品取引法が規定するところに従い、財務担当取締役等による有効性評価と外部監査人による監査が行われ開示されることとなっている。

そこで監査役は、会社法の規定に則って内部統制システムに対する監査を行う者として、こうした評価結果と監査結果が存在していることに適正に依拠して、会社法上の監査を行うに必要な監査意見を述べるのが適切であると考えられる。その旨を、財務報告内部統制に係る監査役監査の方法として、規定を置くこととした（第13条第3項）。

(2) 第13条第3項の監査の方法では、上場会社の財務報告内部統制の現在までの実際の状況等を踏まえ、財務担当取締役等に対して取締役会等に内部統制の評価の状況や監査の状況について定期的な報告を求める旨などを規定した。また、過剰な文書化・証跡化、重複したコントロールの有無など過剰対応への言及も置いた。

(3) 第13条第2項第3号イ以下に列挙される項目について、これらの各項目を監査役が自らチェックしないといけないのかという誤解を指摘する声があった。本実施基準はあくまで内部統制システムの実効性に関する監査役監査の実施基準であるところ、各項目が会計監査上の重要項目の例示であることから生じた誤解であると考えられる。そこで趣旨を明確にするため、これらの項目について内部統制システムの監査役監査の観点から重要なものは、これらの事項を適切に判断・対応できる体制が構築・運用されているか否かである旨を明記した。そのうえで第13条第3項第1号において、第13条第2項第3号イ以下に列挙される項目については、財務担当取締役等及び財務報告内部統制監査人から財務報告内部統制の評価に関する報告を受ける際に確認することを、内部統制システムの監査役監査の方法として明記した。

(4) 財務報告内部統制に関する監査役監査意見について規定した（第13条第4項・第5項）。

監査役に対外的開示が求められる監査意見はあくまで会社法上の監査意見であり、①当該内部統制システムの構築・運用の状況にお

いて取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認められる不備（すなわち「重大な欠陥」）があるか否か、②当該不備の状況を踏まえた会計監査人が行う会計監査の方法又は結果の相当性についてである。財務報告内部統制制度において仮に「開示すべき重要な不備」（現行の金融商品取引法の財務報告内部統制報告制度の用語での「重要な欠陥」を意味する。現在、企業会計審議会内部統制部会において「開示すべき重要な不備」への用語の変更が検討されている）の存在が判明したとしても、直ちに監査役の会社法上の監査報告への記載が求められるものではない（第13条第4項）。

また、会社法の監査役監査報告と金融商品取引法の内部統制報告書及び内部統制監査報告書の作成・提出の順序が時期的に前後するいわゆる「時期ずれ」も、上記の会社法上監査役が求められている職責に則って（かつ会社法上求められている職責の範囲内で）対処することになる（第13条第5項）。

4. 法令等遵守体制に関連して、社内倫理規定への言及を置くとともに、反社会的勢力への対応方針の有無をチェックポイントの例として追加した（第8条第2項第3号）。
5. 企業集団内部統制に関連して、グループ内部通報システムなど子会社に関する状況が会社において把握されるシステムの構築・運用を、チェックポイントの例として加えた（第12条第2項第4号）。

内部統制システムに係る監査の実施基準の改定について

社団法人 日本監査役協会
平成21年7月9日

平成21年4月1日、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）が施行されたことに対応する

ため、平成21年7月9日に「監査役監査基準」が改定された。これに伴い、本実施基準について見直しを行い、所要の改定を行うこととした。

内部統制システムに係る監査の実施基準の制定について

社団法人 日本監査役協会
平成19年4月5日

I 経緯

平成18年5月に施行された会社法及びその財務省令に対応し平成19年1月12日に監査役監査基準の改定を行ったが、同基準では、第21条（内部統制システムに係る監査）第7項において「内部統制システムに関する監査については、本基準に定める事項のほか、別に定める内部統制システムに係る監査の実施基準による」と規定し、内部統制システムに係るより具体的な監査の実施基準を別に整備することとされた。

当該規定に対応して、「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定することとした。

II 制定の趣旨と主要な事項

本実施基準は、監査役監査基準第21条第7項に対応したものであり、監査役監査基準と共通の基本的認識と考え方に立脚したものであって、監査役監査基準と一体として理解し活用されるものとして位置付けられている。

本実施基準の主要な事項は、以下のとおりである。

1. 本実施基準は、監査役監査基準に基づき、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査にあたっての基準と行動の指針を定めるものである（第1条）。
2. 本実施基準における「内部統制システム」は、監査役監査基準第21条第1項各号に定める体制をいう（第2条第1項第1号）。
3. 本実施基準における監査対象は、「内部統制

システムに係る取締役会決議の内容が相当でないと認める事由の有無」及び「取締役が行う内部統制システムの整備の状況における不備の有無」である（第3条）。

4. 内部統制システム監査にあたっては、「会社の統制環境」が監査役として特に重要な監査対象であることを明記するとともに、「会社に想定されるリスクのうち、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応しているか否か」に重点をおき（リスク・アプローチ）、「内部統制システムの構成要素が、重大なリスクに対応するプロセスとして有効に機能しているか否か」（プロセス・チェック）について監視し検証することを、監査の基本的姿勢としている（第4条）。
5. 上記のほか本実施基準第2章において、取締役会決議に関する監査（第5条）、内部監査部門等との関係とそれを通じたモニタリング機能の実効性の監査（第6条）、内部統制システムの不備又は重大な欠陥への対応、監査役会における審議（第7条）など、監査の方法に関する規定を置いている。
6. 第3章では、会社法が規定する法令等遵守体制、損失危険管理体制、情報保存管理体制、効率性確保体制、企業集団内部統制のそれぞれについて、監査にあたって重要な着眼点とすべき重大なリスクを列挙した。また、監査の実務に資する具体的な指針を求める声が強かったこと等から、各体制の監査にあたって留意すべきチェック・ポイント（重要な統制上の要点）についても列挙している（ただし、これはあくまで例示であり、会社の特性等に照らして過不足なく選定すべきことはいうまでもない）。
7. 財務報告内部統制については、その法的性格をめぐる議論の状況や会計監査人との関係などを考慮し、第4章として別章立てとした。財務報告内部統制については、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」の制度がまだ導入されたばかりで制度自体が施行されていないことなどもあり、

詳細な規定を置くことは難しい面があるが、監査役監査実務からの関心が大変高いことから、規定することとした。内容としては、会社法において会計監査人が行う会計監査と金融商品取引法において監査人が行ういわゆる財務諸表監査とは異なる制度ではありつつも一定の共通性と一体性も有していることから、会社法及び金融商品取引法においてそれぞれ規定されている監査役の役割と責務を踏まえ、代表取締役等が責任をもって行うべき財務報告内部統制の整備に対して監査役として果たす役割について一つの考え方を示している。今後、財務報告内部統制制度が施行された時点で必要に応じてさらに検討を進めることとなる。

8. 監査役監査の環境整備については、他の内部統制システムの構成要素とは異なる性格を有していること等からこれも第5章として別章立てとし、補助使用人に関する事項、監査役報告体制、内部監査部門等との関係体制等について、代表取締役等又は取締役会に対し必要な要請を行うべき旨を規定している。

III 留意事項

本実施基準は会社法上の大会社を対象とし、主として上場会社を念頭において、策定されたものである。

本実施基準に定める規定は、監査役に会社法上課せられている職責を遂行するにあたっての行動指針を示すものであり、監査役は、企業規模、業種、業態、経営上のリスクその他会社固有の監査環境に配慮して行動することが求められる。

内部統制システムに係る監査の実施基準

第1章 本実施基準の目的等

(目的)

第1条 本実施基準は、監査役監査基準（昭和50年3月25日制定。平成23年3月10日最終改正）第21条第9項に基づき、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査（本実施基準において「内部統制システム監査」という）にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。

(内部統制システムの定義等)

第2条 1. 本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、本実施基準における「章」、「条」の記載は、特段の言及がない限り、本実施基準における章及び条を意味する。

- 一 内部統制システム 監査役監査基準第21条第1項各号に定める体制をいう。
- 二 法令等遵守体制 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制をいう。
- 三 損失危険管理体制 損失の危険の管理に関する規程その他の体制をいう。
- 四 情報保存管理体制 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制をいう。
- 五 効率性確保体制 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制をいう。
- 六 企業集団内部統制 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制をいう。
- 七 財務報告内部統制 会社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するための体制をいう。
- 八 財務担当取締役 財務報告を所管する取締役をいう。
- 九 監査役監査の実効性確保体制 監査役監

査基準第14条に定める体制をいう。

- 十 監査役報告体制 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制をいう。
- 十一 内部監査部門等 監査役監査基準第34条第1項に定める内部監査部門等をいう。
- 十二 補助使用人 監査役監査基準第14条第2項第1号に定める補助使用人をいう。
- 十三 内部統制部門 監査役監査基準第34条第3項に定める内部統制部門をいう。
- 十四 内部統制決議 会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき行われる内部統制システムに係る取締役会決議をいう。
- 十五 会議等 第6条第3項に定める会議等をいう。
- 十六 代表取締役等 第6条第3項に定める代表取締役等をいう。
- 十七 重大な欠陥 内部統制システムの構築・運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認められる内部統制の不備をいう。

第2章 内部統制システム監査の基本方針及び方法等

(内部統制システム監査の対象)

第3条 監査役は、取締役の職務の執行に関する監査の一環として、内部統制システムに係る以下の事項について監査を行う。

- 一 内部統制決議の内容が相当でないと認める事由の有無
- 二 事業報告に記載された内部統制決議の概要等の記載が適切でないと認める事由の有無
- 三 取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況における不備の有無

(内部統制システム監査の基本方針)

- 第4条** 1. 監査役は、内部統制システムが適正に構築・運用されていることが良質な企業統治体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、自らの責務として内部統制決議の内容及び内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証する。
2. 監査役は、内部統制システムの重要性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び構築・運用に向けた取組みの状況並びに取締役会の監督の状況（必要な事項の取締役会への報告状況を含む）など、会社の統制環境を監査上の重要な着眼点として内部統制システム監査を行う。
3. 監査役は、内部統制システムが、会社及びその属する企業集団に想定されるリスクのうち、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応しているか否かに重点を置いて、内部統制システム監査を行う。内部統制システムがかかるリスクに対応していないと認められた場合には、監査役は、内部統制システムの不備として、代表取締役等、内部監査部門等又は内部統制部門に対して適時に指摘を行い、必要に応じ代表取締役等又は取締役会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じる。
4. 監査役は、内部統制の実践に向けた規程類及び組織体制、情報の把握及び伝達の体制、モニタリング体制など内部統制システムの構成要素が、前項のリスクに対応するプロセスとして有効に機能しているか否かについて、監視し検証する。
5. 監査役は、取締役会及び代表取締役等が適正な意思決定過程その他の適切な手続を経て内部統制システムの構築・運用を行っているか否かについて、監視し検証する。

(内部統制決議及び事業報告に関する監査)

- 第5条** 1. 監査役は、内部統制決議について、以下の観点から監視し検証する。
- 一 内部統制決議の内容及び、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100

条第1項及び第3項に定める事項を網羅しているか。

- 二 会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応した内部統制システムのあり方について、決議がなされているか。
- 三 内部統制決議の内容について、必要な見直しが適時かつ適切に行われているか。
- 四 監査役が内部統制決議に関して助言又は勧告した指摘（第5章に定める監査役監査の実効性確保体制に関する指摘を含む）の内容が、取締役会決議において適切に反映されているか。反映されていない場合には正当な理由があるか。
2. 監査役は、各事業年度における内部統制システムの構築・運用の状況について、内部統制決議に定められた基本方針にあって構築・運用されているか、当該基本方針に見直すべき点がないかなどについて代表取締役等に対して評価を求め、説明を受ける。また、内部統制決議の内容の見直し等の要否を検討するため必要がある場合、監査役は、代表取締役等に対して、当該評価内容を取締役会において報告するよう求める。
3. 監査役は、内部統制決議の内容の概要が、事業報告において正確かつ適切に記載されているかを検証する。また、以下のいずれかに該当する場合、監査役は、当該事業年度における内部統制システムの構築・運用状況が事業報告に適切に記載されているかを検証する。
- 一 重大な企業不祥事等が生じ、再発防止策のあり方を含め内部統制システムについて改善が求められている場合
- 二 前号の場合の他、事業の経過及び成果、対処すべき課題等の会社の現況に関する重要な事項として記載することが相当であると認められる場合
4. 監査役は、内部統制決議の内容に不備があると認める場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、第7条第3項に従い、取締役会に対して助言、勧告を行う。助言又は勧告等にもかかわらず、取締役会が正当な理

由なく適切に対応せず、かつその結果、内部統制決議の内容が相当でないと認める場合には、監査役は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。内部統制システムに関する事業報告の記載内容が著しく不適切と認める場合も同様に対応するものとする。

(内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査)

- 第6条** 1. 監査役は、第3章各条に定める内部統制システムの各体制（本条及び次条において「各体制」という）について、本条に定める監査活動その他日常的な監査活動を通じて、第3章各条第1項に掲げる重大なリスクに対応しているか否かを監視し検証する。なお、財務報告内部統制については第4章に定めるところに従い、監査役監査の実効性確保体制については第5章に定めるところに従い、監査役は監査を行い適切な措置を講じる。
2. 監査役は、各事業年度の内部統制システム監査の開始にあたり、当該時点における内部統制決議の内容及び内部統制システムの構築・運用の状況を把握し、内部統制システム監査の計画を策定する。事業年度中に内部統制決議の内容に修正があった場合には、それに応じて監査計画等の必要な見直しを行う。
3. 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他関連する会議又は委員会等（本実施基準において「会議等」という）への出席及び代表取締役を含む業務執行取締役（本実施基準において「代表取締役等」という）との定期的会合等を通じて、各体制の構築・運用の状況とそれに対する取締役（社外取締役を含む）の認識について把握し、必要に応じ各体制の構築・運用の状況等について代表取締役等に対して報告を求めらる。
4. 監査役は、内部監査部門等に対して、内部監査計画その他モニタリングの実践計画及びその実施状況について適時かつ適切な報告を

求める。監査役は、内部監査部門等から各体制における重大なリスクへの対応状況その他各体制の構築・運用の状況に関する事項について定期的に報告を受け、必要に応じ内部監査部門等が行う調査等への監査役もしくは補助使用人の立会い・同席を求め、又は内部監査部門等に対して追加調査等とその結果の監査役への報告を求める。

5. 監査役は、前項に定める内部監査部門等との連係を通じて、内部監査部門等が各体制の構築・運用の状況を継続的に検討・評価し、それを踏まえて代表取締役等が必要な改善を施しているか否かなど、内部統制システムのモニタリング機能の実効性について、監視し検証する。
6. 監査役は、第4項に定める内部監査部門等との連係のほか、内部統制部門に対して、各体制の構築・運用の状況及び各体制の実効性に影響を及ぼす重要な事象について、それに対する対応状況を含め定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。
7. 監査役は、会計監査人との定期的会合等を通じて、内部統制システムの構築・運用の状況に関する会計監査人の意見等について把握し、必要に応じて報告を求める。

(内部統制システムの不備への対応等)

- 第7条** 1. 監査役は、内部統制システムの監査において実施した監査の方法の内容、構築・運用の状況に関する監査結果、発見した不備、助言又は勧告を要すると判断した論拠及び結果等について、監査役会に報告するものとする。
2. 監査役会は、前項の各監査役からの報告を受けてその内容を検討し、代表取締役等又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項の有無及びその内容を審議する。
3. 前項の審議を踏まえ助言又は勧告すべき事項を監査役会で決定した場合、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して、内部統制システムの構築・運用の状況や不備に関する

監査役の所見、判断の根拠、改善対応などについて説明のうえ、助言又は勧告を行う。

4. 前項の監査役会の助言又は勧告にもかかわらず、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切に対応せず、かつその結果、各体制の構築・運用の状況に重大な欠陥があると認められる場合には、監査役は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。
5. 本条に定める監査役会における審議及び決定は、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。

第3章 法令等遵守体制・損失危険管理体制等の監査

(法令等遵守体制に関する監査)

第8条 1. 監査役は、法令等遵守体制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。

- 一 代表取締役等が主導又は関与して法令等違反行為が行われるリスク
- 二 法令等遵守の状況が代表取締役等において適時かつ適切に把握されていない結果、法令等違反行為が組織的に又は反復継続して行われるリスク
- 三 代表取締役等において把握された会社に著しい損害を及ぼすおそれのある法令等違反行為が、対外的に報告又は公表すべきにもかかわらず隠蔽されるリスク

2. 監査役は、法令等遵守体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ（ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な要点に絞るものとする。以下第13条までの各条第2項について同じ）、判断する。

- 一 代表取締役等が、会社経営において法令等遵守及びその実効的体制の構築・運用が

必要不可欠であることを認識しているか。

二 取締役会その他重要な会議等における意思決定及び個別の業務執行において、法務部及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制など、法令等を遵守した意思決定及び業務執行がなされることを確保する体制が構築・運用されているか。取締役会その他重要な会議等において、収益確保等を法令等遵守に優先させる意思決定が現に行われていないか。

三 法令等遵守に係る基本方針及び行動基準等が定められ、事業活動等に関連した重要法令の内容が社内に周知徹底されているか。反社会的勢力への適正な対応方針が社内に周知徹底されているか。また、倫理基準、品質基準、安全基準等が社内に周知徹底されているか。

四 法令等遵守の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の法令等遵守に係る問題点が発見され、改善措置がとられているか。法令等違反に関する処分規程が整備され、それに従った適切な措置がとられているか。

五 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が構築・運用されているか。内部統制部門が疑念をもった取引・活動について内部監査部門等又は監査役に対して適時かつ適切に伝達される体制が構築・運用されているか。内部通報システムなど法令等遵守に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが構築・運用されているか。

(損失危険管理体制に関する監査)

第9条 1. 監査役は、損失危険管理体制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。

- 一 損失の危険の適正な管理に必要な諸要因の事前の識別・分析・評価・対応に重大な漏れ・誤りがあった結果、会社に著しい損害が生じるリスク
 - 二 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動が正当な理由なく継続されるリスク
 - 三 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事故その他の事象が現に発生した場合に、適切な対応体制が構築・運用されていない結果、損害が拡大しあるいは事業が継続できなくなるリスク
2. 監査役は、損失危険管理体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。
- 一 代表取締役等が、会社経営において損失危険管理及びその実効的体制の構築・運用が必要不可欠であることを認識しているか。
 - 二 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、取締役会その他重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論がなされているか。
 - 三 代表取締役等が、会社の事業内容ごとに、信用・ブランドの毀損その他会社存続にかかわるリスクを認識しているか。当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさに関する適正な評価が行われているか。他社における事故事例の把握、安全・環境に対する社会的価値観の変化、法的規制その他経営環境及びリスク要因の変化が認識され、それに対して適時かつ適切に対応する体制が構築・運用されているか。
 - 四 当該事業年度において重点的に取り組むべきリスク対応計画を策定しているか。当該計画の実行状況が定期的にレビューされる仕組みが構築・運用されているか。
 - 五 各種リスクに関する識別・分析・評価・対応のあり方を規定した管理規程が整備されているか。定められた規程及び職務分掌

に従った業務が実施されているか。損失危険管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の損失危険管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。

- 六 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動の継続に関し、適時かつ適切な検討が行われているか。正当な理由なく放置されていないか。
- 七 損失危険管理体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が構築・運用されているか。内部通報システムなど損失危険管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが構築・運用されているか。
- 八 会社に著しい損害を及ぼす事態が現に生じた場合を想定し、損害を最小限にとどめるために、代表取締役等を構成員とする対策本部の設置、緊急時の連絡網その他の情報伝達体制、顧客・マスコミ・監督当局等への対応、業務の継続に関する方針等が予め定められているか。

(情報保存管理体制に関する監査)

第10条 1. 監査役は、情報保存管理体制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。

- 一 重要な契約書、議事録、法定帳票等、適正な業務執行を確保するために必要な文書その他の情報が適切に作成、保存又は管理されていない結果、会社に著しい損害が生じるリスク
- 二 重要な営業秘密、ノウハウ、機密情報や、個人情報ほか法令上保存・管理が要請される情報などが漏洩する結果、会社に著しい損害が生じるリスク
- 三 開示される重要な企業情報について、虚偽又は重大な欠落があるリスク

2. 監査役は、情報保存管理体制が前項に定め

るリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。

- 一 代表取締役等が、会社経営において情報保存管理及びその実効的体制の構築・運用が必要不可欠であることを認識しているか。
- 二 情報の作成・保存・管理のあり方に関する規程等が制定され、かつ、当該規程を有効に実施するための社内体制が構築・運用されているか。
- 三 取締役会議事録その他法定の作成資料について、適正に内容が記録され保存される社内体制が構築・運用されているか。
- 四 保存・管理すべき文書及び情報の重要性の区分に応じて、適切なアクセス権限・保存期間の設定、セキュリティー・ポリシー、バック・アップなどの管理体制が構築・運用されているか。
- 五 個人情報ほか法令上一定の管理が求められる情報について、社内に対して、当該法令で要求される管理方法の周知徹底が図られているか。
- 六 会社の重要な情報の適時開示、IR その他の開示を所管する部署が設置されているか。開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が構築・運用されているか。
- 七 情報保存管理に関して定められた規程及び職務分掌に従った管理がなされているか。情報保存管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の情報保存管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。
- 八 情報保存管理の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が構築・運用されているか。内部通報システムなど情報保存管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが構築・運用されているか。

(効率性確保体制に関する監査)

第11条 1. 監査役は、効率性確保体制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。

- 一 経営戦略の策定、経営資源の配分、組織の構築、業績管理体制の構築・運用等が適正に行われぬ結果、過度の非効率性が生じ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク
 - 二 過度の効率性追求により会社の健全性が損なわれ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク
 - 三 代表取締役等が行う重要な業務の決定において、決定の前提となる事実認識に重要かつ不注意な誤りが生じ、その結果、会社に著しい損害が生じる決定が行われるリスク
2. 監査役は、効率性確保体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。
- 一 代表取締役等が、会社の持続的な成長を確保する経営計画・事業目標の策定、効率性確保と健全性確保との適正なバランス等が、会社経営において重要であることを認識しているか。
 - 二 経営計画の策定、経営資源の配分、組織の構築、管理体制のあり方、IT への対応等が、適正に決定・実行・是正される仕組みが構築・運用されているか。
 - 三 会社の経営資源及び経営環境等に照らして達成困難な経営計画・事業目標等が設定され、その達成のため会社の健全性を損なう過度の効率性が追求されていないか。
 - 四 代表取締役等が行う重要な意思決定及び個別の業務の決定において、経営判断原則に適合した決定がなされることを確保する体制が構築・運用されているか。

(企業集団内部統制に関する監査)

第12条 1. 監査役は、企業集団内部統制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。

- 一 重要な子会社において法令等遵守体制、損失危険管理体制、情報保存管理体制、効率性確保体制に不備がある結果、会社に著しい損害が生じるリスク
- 二 重要な子会社における内部統制システムの構築・運用の状況が会社において適時かつ適切に把握されていない結果、会社に著しい損害が生じるリスク
- 三 子会社を利用して又は親会社から不当な圧力を受けて不適正な行為が行われ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク

2. 監査役は、企業集団内部統制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。

- 一 代表取締役等が、会社経営において企業集団内部統制及びその実効的体制の構築・運用が必要不可欠であることを認識しているか。
- 二 企業集団全体で共有すべき経営理念、行動基準、対処すべき課題が周知徹底され、それに沿った法令等遵守、損失危険管理及び情報保存管理等に関する基準が定められ、その遵守に向けた適切な啓蒙活動とモニタリングが実施されているか。

三 企業集団において重要な位置を占める子会社、内部統制リスクが大きい子会社、重要な海外子会社などが、企業集団内部統制の管理・モニタリングの対象から除外されていないか。

四 子会社の内部統制システムの構築・運用の状況を定期的に把握しモニタリングする統括本部等が会社に設置され、子会社の内部統制システムに係る重要な課題につき問題点が発見され、適切な改善措置が講じられているか。子会社において法令等違反行

為その他著しい損害が生じる事態が発生した場合に、会社が適時かつ適切にその状況を把握できる情報伝達体制が構築・運用されているか。グループ内部通報システムなど子会社に関する状況が会社において把握されるシステムが構築・運用されているか。

五 子会社に監査役が置かれている場合、当該監査役が、第8条から本条に定めるところに従い、当該子会社の内部統制システムについて適正に監査を行い、会社の統括本部等及び会社の監査役との間で意思疎通及び情報の交換を適時かつ適切に行っているか。子会社に監査役が置かれていない場合、監査機能を補完する適正な体制が子会社又は企業集団全体で別途構築・運用されているか。

六 企業集団内で共通化すべき情報処理等が適正にシステム化されているか。

七 子会社に対して達成困難な事業目標や経営計画を設定し、その達成のため当該子会社又は企業集団全体の健全性を損なう過度の効率性が追求されていないか。

八 子会社を利用した不適正な行為に関して、会社がその状況を適時に把握し、適切な改善措置を講じる体制が構築・運用されているか。

九 会社に親会社がある場合、少数株主の利益を犠牲にして親会社の利益を不当に図る行為を防止する体制が構築・運用されているか。

第4章 財務報告内部統制の監査

(財務報告内部統制に関する監査)

第13条 1. 監査役は、財務報告内部統制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。

- 一 代表取締役及び財務担当取締役（本条において「財務担当取締役等」という）が主導又は関与して不適正な財務報告が行われ

- るリスク
 - 二 会社の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす財務情報が財務担当取締役等において適時かつ適切に把握されていない結果、不適正な財務報告が組織的に又は反復継続して行われるリスク
 - 三 会計監査人が関与又は看過して不適正な財務報告が行われるリスク
2. 監査役は、財務報告内部統制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。
- 一 財務担当取締役等が、会社経営において財務報告の信頼性の確保及びそのための実効的体制の構築・運用が必要不可欠であることを認識しているか。また、財務報告における虚偽記載が適時かつ適切に発見・予防されないリスクの重大性を理解したうえで、財務報告内部統制の構築・運用及び評価のための基本計画を定めているか。
 - 二 財務報告を所管する部署に会計・財務に関する十分な専門性を有する者が配置されているか。また、専門性を有する者を育成する中長期的取組みが行われているか。
 - 三 財務担当取締役等が、財務報告の信頼性確保のために、以下の重要な事項について適切に判断・対応できる体制を構築・運用しているか（ただし、以下は例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な点に絞るものとする）。
 - イ 会計処理の適正性と妥当性（売上・売掛金の計上時期と実在性、棚卸資産の実在性、各種引当金計上の妥当性、税効果会計の妥当性、減損会計の妥当性、その他重要な会計処理の適正性と妥当性）
 - ロ 重要な会計方針の変更の妥当性
 - ハ 会計基準や制度の改正等への対応
 - ニ 資本取引、損益取引における重要な契約の妥当性
 - ホ 重要な資産の取得・処分等の妥当性
 - ヘ 資金運用の妥当性（デリバティブ取引等を含む）
 - ト 連結の範囲及び持分法適用会社の範囲の妥当性
 - チ 連結決算に重要な影響を及ぼす子会社及び関連会社に関する、上記の各事項の適正な会計処理
 - リ 後発事象の把握と重要性判定の妥当性
- 四 開示すべき財務情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が構築・運用されているか。
- 五 会計監査人が適正に監査を行う体制が整備されているか。会計監査人の会社からの独立性が疑われる特段の関係が形成されていないか。
- 六 会社の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について、財務担当取締役等と会計監査人との間で適切に情報が共有されているか。
3. 会社の財務報告内部統制が、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に定める財務報告内部統制の評価報告（本条において「内部統制報告」という）の対象となっている場合、監査役は、以下の方法により前項の判断を行う。
- 一 財務報告内部統制の評価に関する以下の事項（ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な事項に絞るものとする）について、財務担当取締役等及び内部統制部門から報告を受ける。必要があれば証跡の閲覧及び運用テスト等への立会い等を通じて、実際の状況を確認する。
 - イ 財務報告内部統制の構築・運用及び評価のための基本計画と体制の状況
 - ロ 財務報告リスク及び情報開示リスクの特定の妥当性（前項第 3 号に列挙される重要な事項に関するリスクについて適切に判断及び対応できる体制の状況を含

- む)
 - ハ 評価範囲の妥当性（重要な事業と拠点の特定を含む）
 - ニ 重要な業務プロセスの特定と選定の妥当性
 - ホ チェックリスト等を利用した全社レベルの内部統制の構築・運用の評価状況
 - ヘ 重要な業務プロセスの構築・運用の評価状況
 - ト 連結グループの決算及び財務報告プロセスの構築・運用の評価状況
 - チ IT 全般統制及び業務処理統制の構築・運用の評価状況
 - リ 不備の検出、改善及び是正のプロセスの妥当性
 - ヌ 内部統制報告の作成プロセスと内容の妥当性
 - ル 過剰な文書化及び証跡化の有無、重複したコントロールの有無、その他会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過剰な対応の有無
- 二 金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項の規定に従い内部統制報告について監査証明を行う者（本条において「財務報告内部統制監査人」という）から、財務報告内部統制における重大なリスクへの対応状況その他財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすおそれがあると認められる事項について、前号の財務報告内部統制の評価に関する主要な点に留意して、適時かつ適切に監査役又は監査役会において報告を受ける。
- 三 監査役がその監査職務の過程で知り得た情報で、財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすと認められる事項について、財務担当取締役等及び財務報告内部統制監査人との情報の共有に努める。
- 四 財務担当取締役等と財務報告内部統制監査人との間で、財務報告内部統制の評価範囲、評価方法、有効性評価等についての意見（会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な事項の範

- 囲についての意見を含む）が異なった場合には、財務担当取締役等及び財務報告内部統制監査人に対し、適時に監査役又は監査役会に報告するよう求める。
- 五 財務担当取締役等に対して、取締役会等に以下の事項について定期的な報告をするよう求める。
- イ 財務担当取締役等による財務報告内部統制の評価の状況
 - ロ 財務報告内部統制監査人の監査の状況
- 六 内部統制システムについて会社法に定める監査報告を作成する時点において、財務報告内部統制監査人から、財務報告内部統制の監査結果について、書面による報告を受ける。口頭による報告を受ける場合、その内容を監査役会議事録に残すことが望ましい。財務報告内部統制について開示すべき重要な不備（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第 2 条第 10 号に定義される不備をいう。以下本条において同じ）が存在する旨の指摘があった場合には、財務担当取締役等と財務報告内部統制監査人の双方から説明を求め、当該不備の内容とその重大性、既に実施した改善策と今後の改善方針、計算関係書類及びその会計監査結果に及ぼす影響などについて確認のうえ、当該不備に関する事業報告の記載内容について検証するとともに、本条第 4 項の規定に従い監査報告の内容を検討する。
4. 監査役は、本条に定める監査の方法その他会社法に定める監査活動を通じて、財務報告内部統制が第 1 項に定める重大なリスクに対応していないと判断した場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、その旨を財務担当取締役等に対して適時かつ適切に指摘し必要な改善を求めるとともに、第 7 条第 4 項の規定に従い、内部統制システム監査について監査報告に記載すべき事項（重大な欠陥に該当するか否かを含む）を検討する。また、

会計監査人に対して必要な情報を提供し、会計監査上の取扱いにつき意見交換を行う。会計監査人が当該情報の内容を十分考慮せず適正な会計監査を行っていないと認める場合には、監査役は、会計監査人の監査の方法又は結果の相当性について監査報告に記載すべき事項を検討する。

5. 監査役監査報告作成後に、当該監査報告に係る事業年度の財務報告内部統制について開示すべき重要な不備の存在が判明した場合、監査役は、財務担当取締役等及び財務報告内部統制監査人の双方から意見を聴取し、その内容や改善策などについて確認するとともに、必要に応じて当該事業年度に係る定時株主総会において監査役監査報告との関係等について説明を行う。

第5章 監査役監査の実効性確保体制の監査

(補助使用人に関する事項)

第14条 1. 補助使用人に関して以下の事情のいずれかが認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。

- 一 監査役の監査体制に照らし、その職務を執行するために必要と認められる補助使用人の員数又は専門性が欠けている場合
- 二 監査役の指示により補助使用人が行う会議等への出席、情報収集その他必要な行為が、不当に制限されていると認められる場合
- 三 補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合
- 四 補助使用人に関する人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分等に対して監査役に同意権が付与されていない場合
- 五 その他、監査役監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合

2. 前項に定める監査役の要請は、必要に応じ

監査役会における審議を経て行う。前項の要請に対して、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切な措置を講じない場合には、監査役は、監査役会における審議を経て、監査報告等においてその旨を指摘する。

(監査役報告体制)

第15条 1. 監査役報告体制について、以下の事情のいずれかが認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。

- 一 取締役会以外で監査役が出席する必要がある重要な会議等について、監査役の出席機会を確保する措置が講じられていない場合
- 二 監査役が出席しない会議等について、その付議資料、議事録等の資料が監査役の求めに応じて適時に閲覧できる措置が講じられていない場合
- 三 業務執行の意思決定に関する稟議資料その他重要な書類が、監査役の求めに応じて適時に閲覧できる措置が講じられていない場合
- 四 代表取締役等、内部監査部門等又は内部統制部門が監査役に対して定期的に報告すべき事項が報告されていない場合
- 五 前号の報告事項以外で、代表取締役等、内部監査部門等又は内部統制部門が監査役に対して適時に報告すべき事項が報告されていない場合
- 六 会社に置かれている内部通報システムについて、監査役に当該システムから提供されるべき情報が適時に報告されていない場合

2. 前項に定める監査役の要請は、必要に応じ監査役会における審議を経て行う。前項の要請に対して、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切な措置を講じない場合には、監査役は、監査役会における審議を経て、監査報告等においてその旨を指摘する。

(内部監査部門等との関係体制等)

- 第16条** 1. 監査役は、以下の事情のいずれかが認められる場合には、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。
- 一 第6条第4項に定める監査役と内部監査部門等との関係が実効的に行われていないと認められる場合
 - 二 前号に定めるほか、監査役と内部監査部門等との実効的な関係に支障が生じていると認められる場合
 - 三 第6条第6項に定める内部統制部門からの報告に関して監査役が要請した事項が遵守されていない場合
2. 前項に定める監査役の要請は、必要に応じ監査役会における審議を経て行う。前項の要請に対して、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切な措置を講じない場合には、監査役は、監査役会における審議を経て、監査報告等においてその旨を指摘する。

監査役会規則（ひな型）

社団法人日本監査役協会
平成5年9月29日制定
平成14年6月13日改正
平成16年5月25日改正
平成18年6月6日改正
平成21年7月9日最終改正

（目的）

第1条

本規則は、法令及び定款に基づき、監査役会に関する事項を定める。

（組織）

第2条

1. 監査役会は、すべての監査役で組織する。
2. 監査役会は、常勤の監査役を置く。
3. 前項のほか、監査役会は、監査役会の議長、第7条に定める特定監査役及び第8条に定める特別取締役による取締役会に出席する監査役を置く。（注1）

（監査役会の目的）

第3条

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をする。ただし、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

（監査役会の職務）

第4条

監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第3号の決定は、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

- 一 監査報告の作成
- 二 常勤の監査役の選定及び解職
- 三 監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

（常勤の選定及び解職）

第5条

監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定し又は解職する。

（議長）（注2）

第6条

1. 監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定める。
2. 監査役会の議長は、第10条第1項に定める職務のほか、監査役会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

（特定監査役）（注3）

第7条

1. 監査役会は、その決議によって次に掲げる職務を行う者（以下、特定監査役という）を定める。
 - 一 各監査役が受領すべき事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を取締役から受領し、それらを他の監査役に対し送付すること（注4）
 - 二 事業報告及びその附属明細書に関する監査役会の監査報告の内容を、その通知を受ける者として定められた取締役（以下、特定取締役という）に対し通知すること
 - 三 特定取締役との間で、前号の通知をすべき日について合意をすること
 - 四 会計監査人から会計監査報告の内容の通知を受け、当該監査報告の内容を他の監査役に対し通知すること（注5）

五 特定取締役及び会計監査人との間で、前号の通知を受けるべき日について合意をすること

六 計算関係書類に関する監査役会の監査報告の内容を特定取締役及び会計監査人に対し通知すること

七 特定取締役との間で、前号の通知をすべき日について合意をすること

2. 特定監査役は、常勤の監査役とする。(注6)

(特別取締役による取締役会に出席する監査役) (注7)

第8条

監査役会は、その決議によって特別取締役による取締役会に出席する監査役を定める。

(開催)

第9条

監査役会は、定期に(注8)開催する。ただし、必要あるときは随時開催することができる。

(招集権者)

第10条

1. 監査役会は、議長が招集し運営する。
2. 各監査役は、議長に対し監査役会を招集するよう請求することができる。
3. 前項の請求にもかかわらず、議長が監査役会を招集しない場合は、その請求をした監査役は、自らこれを招集し運営することができる。

(招集手続)

第11条

1. 監査役会を招集するには、監査役会の日の1週間前(注9)までに、各監査役に対してその通知を発する。
2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第12条

1. 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。
2. 決議にあたっては、十分な資料に基づき審議しなければならない。

(監査の方針等の決議)

第13条

1. 監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等は、監査役会において決議をもって策定する。
2. 前項に定めるほか、監査役会は、監査費用の予算など監査役がその職務を遂行するうえで必要と認められた事項について決議する。
3. 監査役会は、次に掲げる体制の内容について決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請するものとする。
 - 一 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - 二 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 三 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 四 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(代表取締役との定期的会合等)

第14条

1. 監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
2. 監査役会は、代表取締役及び取締役会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結果について適宜説明する。
3. 監査役会は、法律に定める事項のほか、前条第3項第3号に定める体制に基づき、取締

役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとする。

(監査役会に対する報告)

第15条

1. 監査役は、自らの職務の執行の状況を監査役会に定期かつ随時に報告するとともに、監査役会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。
2. 会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告しなければならない。
3. 監査役会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める。
4. 前3項に関して、監査役、会計監査人、取締役又は内部監査部門等の使用人その他の者が監査役の全員に対して監査役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査役会へ報告することを要しない。

(報告に対する措置)

第16条

監査役会は、次に掲げる報告を受けた場合には、必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じる。

- 一 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の取締役からの報告
- 二 取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告
- 三 あらかじめ取締役と協議して定めた事項についての取締役又は使用人からの報告

(監査報告の作成)

第17条

1. 監査役会は、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議のうえ、監査役会の監査報告を作成する。(注10)

2. 監査役会の監査報告の内容が各監査役の監査報告の内容と異なる場合であつて、かつ、当該監査役の求めがあるときは、監査役会は、当該監査役の監査報告の内容を監査役会の監査報告に付記するものとする。

3. 監査役会の監査報告には各監査役が署名又は記名押印(電子署名を含む)する。常勤の監査役及び社外監査役はその旨を記載又は記録する。(注11)

4. 前3項の規定は、会社が臨時計算書類又は連結計算書類を作成する場合には、これを準用する。

(監査役の選任に関する同意等)

第18条

1. 監査役の選任に関する次の事項については、監査役会の決議によって行う。
 - 一 監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
 - 二 監査役の選任を株主総会の会議の目的とすることの請求
 - 三 監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することの請求
2. 補欠の監査役の選任についても、前項に準じる。

(会計監査人の選任に関する同意等)(注12)

第19条

1. 会計監査人の選任、解任又は不再任に関する次の事項については、監査役会の決議によって行う。
 - 一 会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
 - 二 会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることに対する同意
 - 三 会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出することの請求
 - 四 会計監査人の選任、解任又は不再任を株主総会の目的とすることの請求
 - 五 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職務を行うべき者の選任

2. 会計監査人を法定の解任事由に基づき解任することに対する監査役の全員の同意は、監査役会における協議を経て行うことができる（注13）。この場合においては、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告しなければならない。
3. 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面又は電磁的記録により行うことができる。

(会計監査人の報酬等に対する同意)

第20条

会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等に対する同意は、監査役会の決議によって行う。

(取締役の責任の一部免除に関する同意)

第21条

1. 次に掲げる監査役の全員の同意は、監査役会における協議を経て行うことができる。（注14）
 - 一 取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
 - 二 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
 - 三 定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出することに対する同意
 - 四 社外取締役との間で責任の一部免除の契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
2. 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面又は電磁的記録により行うことができる。

(補助参加の同意)

第22条

1. 株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加することに対する監査役の全員の

同意は、監査役会における協議を経て行うことができる。（注15）

2. 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面又は電磁的記録により行うことができる。

(監査役の権限行使に関する協議)

第23条

監査役は、次の事項に関する権限を行使する場合又は義務を履行する場合には、事前に監査役会において協議をすることができる。

- 一 株主より株主総会前に通知された監査役に対する質問についての説明（注16）
- 二 取締役会に対する報告及び取締役会の招集請求等
- 三 株主総会提出の議案及び書類その他のものに関する調査結果
- 四 取締役による会社の目的の範囲外の行為その他法令又は定款違反行為に対する差止め請求
- 五 監査役の選任、解任、辞任及び報酬等に関する株主総会での意見陳述
- 六 会社と取締役間の訴訟に関する事項
- 七 その他訴訟提起等に関する事項

(報酬等に関する協議)

第24条

監査役の報酬等の協議については、監査役の全員の同意がある場合には、監査役会において行うことができる。（注17）

(議事録)

第25条

1. 監査役会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名又は記名押印（電子署名を含む）する。
 - 一 開催の日時及び場所（当該場所に存しない監査役、取締役又は会計監査人が監査役会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
 - 二 議事の経過の要領及びその結果
 - 三 次に掲げる事項につき監査役会において

述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の取締役からの報告

ロ 取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告

四 監査役会に出席した取締役又は会計監査人の氏名又は名称

五 監査役会の議長の氏名

2. 第15条第4項の規定により監査役会への報告を要しないものとされた場合には、次の各号に掲げる事項を内容とする議事録を作成する。

一 監査役会への報告を要しないものとされた事項の内容

二 監査役会への報告を要しないものとされた日

三 議事録の作成に係る職務を行った監査役の氏名

3. 会社は、前2項の議事録を10年間本店に備え置く。

(監査役会事務局)

第26条

監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営に関する事務は監査役スタッフ等の監査役の職務を補助すべき使用人がこれにあたる。

(監査役監査基準)

第27条

監査役会及び監査役の監査に関する事項は、法令又は定款もしくは本監査役会規則に定める事項のほか、監査役会において定める監査役監査基準による。

(本規則の改廃)

第28条

本規則の改廃は監査役会が行う。

(附則)

本規則は、平成〇年〇月〇日より実施する。

(注1) 監査役会の議長の設置及び特定監査役として特定の者を定めることは、各社の任意である。また、特別取締役による取締役会の制度(会社法373条)を採用する会社においては、監査役の互選により、当該取締役会に出席する監査役を定める(会社法383条1項)。

(注2) 法令上、監査役会の議長の選定手続については規定がないが、本ひな型では、監査役会の決議によって選定することとしている。

(注3) 法令上、事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類に係る監査役会監査報告の通知等の職務を行う者として、特定の監査役を定めた場合には、当該監査役が特定監査役となるが、特定の者を定めない場合には、すべての監査役が特定監査役となる(会社法施行規則132条5項2号、会社計算規則130条5項2号)。本条は、特定監査役として特定の者を定める場合の規定であるので、特定の者を定めることとしない場合には、本条を置くことを要しない。なお、法令上、特定監査役として特定の者を選定するための手続については規定がないが、本ひな型では、監査役会の決議によって選定することとしている。

(注4) 法令上、事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を取締役から受領するのは、各監査役である。本ひな型では、実務の便利にかんがみ、これらを取締役から受領し、他の監査役に対し送付することについても、特定監査役の職務とすることとしている。

(注5) 法令上、特定監査役が会計監査人か

ら通知を受けた会計監査報告の内容を他の監査役に対し通知することについては規定がないが、本ひな型では、特定監査役の職務を明確にするため、当該会計監査報告の内容を他の監査役に対し通知することについても、特定監査役の職務とすることとしている。

- (注6) 法令上、特定監査役は、常勤の監査役であることを要しない。そのため、本規定の要否については、各社の実状に応じて検討されたい。
- (注7) 特別取締役による取締役会の制度（会社法 373 条）を採用しない会社においては、本条を置くことを要しない。なお、法令上、特別取締役による取締役会に出席する監査役の選定は監査役の互選による旨定められているが（会社法 383 条 1 項）、本ひな型では、監査役会の決議によって選定することとしている。
- (注8) 「定期に」との箇所については、例えば「月 1 回」など、各社の実状に応じて規定されたい。
- (注9) これを下回る期間を定款で定めることができる（会社法 392 条 1 項）。この場合には、定款に定めた期間に従った規定とする。
- (注10) 法令上、監査役会が監査報告を作成する場合には、監査役会は、1 回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容を審議しなければならない（会社法施行規則 130 条 3 項、会社計算規則 128 条 3 項）。
- (注11) 法令上、監査報告には、監査役の署名又は記名押印は求められていない。また、常勤の監査役及び社外監査役である旨の表示も求められていないが、監査報告の真实性を確保し、かつ、監査の信頼性を確保するためにも、各監

査役は自署した上で押印することとし、常勤の監査役及び社外監査役にはその旨表示することが望ましい。

- (注12) 法令上、会計監査人の任期については、定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる旨規定されているにとどまり（会社法 338 条 2 項）、会計監査人の再任について監査役会が審議・決定等しなければならない旨の規定はない。ただし、監査役による会計監査人の解任権（会社法 340 条）、会計監査人の選任に関する監査役の同意等（会社法 344 条）の規定趣旨にかんがみ、会計監査人の再任の適否を毎期検討する旨を規定する場合には、第 1 項として、「監査役会は、会計監査人の再任の適否を検討する。」と規定することも考えられる（この場合、これより下の項数を繰り下げる）。再任に関する規定の要否については、各社の実状に応じて検討されたい。
- (注13) 法令上、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任することに対する監査役の全員の同意、取締役の責任の一部免除に関する監査役の全員の同意及び株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加することに対する監査役の全員の同意は、監査役会の決議を要しない（会社法 340 条、425 条 3 項、426 条 2 項、427 条 3 項、849 条 2 項）。ただし、本ひな型では、これらの重要性にかんがみ、監査役会における協議を経て同意することができる旨規定している。
- (注14) 注 13 を参照のこと。
- (注15) 注 13 を参照のこと。
- (注16) いわゆる事前質問については、法令上、仮に株主が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合であっても、当該株

主が株主総会の日より「相当の期間前」に当該事項を会社に対して通知した場合には、説明することを要する（会社法314条、会社法施行規則71条1号）。ここでは、望ましい姿として、株主総会前に通知された事項については、原則として、監査役会において協議することとしている。

- (注17) 各監査役の報酬等については、定款の定め又は株主総会の決議がないときは、株主総会の決議の範囲内において、監査役の協議によって定めることを要する（会社法387条1項及び2項）。ここでは、監査役会の場合を活用して報酬等の協議を行うことができる旨定めている。なお、この場合であっても、当該協議は、監査役の全員の同意を要する。

監査報告のひな型（機関設計が「取締役会＋監査役会＋会計監査人」の会社の場合）

1. 監査役会監査報告（注1）

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長〇〇〇〇殿（注2）

監査役会（注3）

監査報告書の提出について

当監査役会は、会社法第390条第2項第1号の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり（注4）提出いたします。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの第〇〇期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上（注5）、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容（注6）

監査役会は、監査の方針（注7）、職務の分担（注8）等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し（注9）、監査の方針、職務の分担（注10）等に従い、取締役、内部監査部門（注11）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに（注12）、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け（注13）、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）（注14）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました（注15）。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました（注16）。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議

会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました(注17)。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表(注18))及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果(注19)

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行(注20)に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。(注21)
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。(注22)また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。(注23)
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。(注24)

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人〇〇〇〇(注25)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。(注26)

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人〇〇〇〇(注27)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。(注28)

3. 監査役〇〇〇〇の意見(異なる監査意見がある場合)(注29)

4. 後発事象(重要な後発事象がある場合)(注30)

平成〇年〇月〇日(注31)

〇〇〇〇株式会社 監査役会

常勤監査役(注32) 〇〇〇〇印

常勤監査役(社外監査役)(注33) 〇〇〇〇印

社外監査役(注34) 〇〇〇〇印

監査役 〇〇〇〇印

(自署)(注35)

(注1) 本ひな型は「事業報告等に係る監査報告書」、「計算書類等に係る監査報告書」及び「連結計算書類に係る監査報告書」のすべてを一体化して作成する場合のものである。「連結計算書類に係る監査報告書」を別途独立して作成することとする場合には、本ひな型の下線部分を削除する。

(注2) 会社法において、監査報告書の提出先は、「特定取締役」とされている(会社法施行規則

第 132 条第 1 項及び会社計算規則第 132 条第 1 項。「特定取締役」の定義は会社法施行規則第 132 条第 4 項及び会社計算規則第 130 条第 4 項参照)。したがって、送り状の宛先には、特定取締役の肩書・氏名を記載することが考えられる。ただし、本ひな型では、①株主に対して監査報告書を提供する義務を負っているのは代表取締役であること、②監査報告書を備え置く義務は会社、すなわち代表取締役が負っていること等の理由により、代表取締役社長を宛先としている(場合によっては、代表取締役社長と特定取締役を併記することも考えられよう)。送り状の宛先については、各社の実状に応じて検討されたい。

- (注 3) 送り状の監査役会の印の取扱いについては、各社の内規による。
- (注 4) 本送り状は、監査報告書を書面により提出した場合を想定したものである。監査報告書を電磁的方法により特定取締役に対して通知する場合などにおいては、「別紙のとおり」とあるのを「別添のとおり」など所要の修正を行うこととなる。
- (注 5) 「審議の上」の箇所については、「審議の結果、監査役全員の一致した意見として」など、適宜な表現とすることも考えられる。
- (注 6) 「1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容」に関し、旧商法では監査の方法の「概要」の記載が求められていたが、会社法では「概要」ではなく、実際に行った監査について、より具体的な方法・内容の記載を要することに留意すべきである(会社法施行規則第 129 条第 1 項第 1 号、会社計算規則第 128 条第 2 項第 1 号ほか)。その意味で、さらに具体的に記載するならば、当期における特別の監査事項がある場合、例えば、監査上の重要課題として設定し重点をおいて実施した監査項目(重点監査項目)がある場合には、「監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、〇〇〇〇を重点監査項目として設定し、各監査役から・・・」などと記載することが望ましい。
- (注 7) 「監査の方針」の箇所については、当該監査対象期間における監査方針に従った旨を明確に表す場合には、「当期の監査方針」と記載することが考えられる。
- (注 8) 各監査役の職務の分担を含めた監査計画を策定している場合には、監査上の重要性を勘案し、「職務の分担」に代えて、「監査計画」と記載することが考えられる。
- (注 9) 監査役会において監査役監査基準を定めていない場合には、「監査役監査の基準に準拠し、」の部分は省く。
- (注 10) 「監査の方針」の箇所について注 7、「職務の分担」の箇所について注 8 参照。
- (注 11) 「内部監査部門」との表現については、適宜な部門名等を各社の実状に合わせて記載されたい。
- (注 12) 会社法施行規則第 105 条第 2 項及び第 4 項参照。会社に親会社がある場合には、「・・・取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、・・・」とすることが考えられる。
- (注 13) 会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号により取締役会において決議されている「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制」に基づいて、監査役が報告を受けた事項について言及している。監査の態様によっては、「取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け・・・」の「使用人」の箇所を「内部監査部門」等と明記することも考えられる。
- (注 14) 本ひな型では、会社法第 362 条第 4 項第 6 号による取締役会決議に基づいて現に整備されている体制を「内部統制システム」と言及している。事業報告における具体的な表題・頁数等に言及して記載することも考えられる。

また、内部統制システムに係る監査役監査の実施基準を定め、それに従って監査を実施した旨を表す場合には、「・・・体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。」などと記載することが考えられる。

なお、内部統制システムに関する取締役会決議は、大会社の場合には義務であるが、それ以外の会社については任意である。なお、注 22 及び注 23 も参照されたい。

(注 15) 「事業報告に記載されている・・・取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。」との箇所は、会社がいわゆる買収防衛策等を策定している場合の記載である。事業報告に会社法施行規則第 118 条第 3 号に掲げる事項が記載されていない場合には記載することを要しない。なお、注 24 も参照されたい。

(注 16) 子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換については、会社法施行規則第 105 条第 2 項及び第 4 項参照。

なお、会社法第 381 条第 3 項に定める子会社に対する業務・財産状況調査権を行使した場合には、「・・・子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。」などと記載することが考えられる。

(注 17) 監査役及び監査役会は、監査報告書において「会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項」（会社計算規則第 128 条第 2 項第 2 号及び第 127 条第 4 号。以下、「会計監査人の職務遂行の適正確保体制」という。）を記載しなければならない。監査役及び監査役会は、会計監査人からその職務遂行の適正確保体制に関する事項（会社計算規則第 131 条。条文の文言は「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する事項」）の通知を受けたうえで（通知を受ける者は特定監査役である）、当該体制が一定の適正な基準に従って整備されていることについて確認を行うこととなる。本ひな型では、会計監査人の職務遂行の適正確保体制に係る通知事項とそれに対する確認の方法について、「会計監査人から・・・に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。」と言及している。「一定の適正な基準」として、本ひな型では「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）を挙げているが、ほかに日本公認会計士協会の実務指針（品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」、監査基準委員会報告書第 32 号「監査業務における品質管理」）等も重要である。

なお、会計監査人の職務遂行の適正確保体制に係る監査役及び監査役会の確認結果については、本ひな型では、独立の事項として記載されるのではなく、「2. 監査の結果」の「(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果」及び「(3) 連結計算書類の監査結果」における「会計監査人の監査の方法及び結果は相当である」と認めた旨の記載に含まれている。会計監査人の職務遂行の適正確保体制について特に強調すべき事項又は明らかにしておくことが適切であると考えられる事項がある場合には、「1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容」又は「2. 監査の結果」の「(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果」もしくは「(3) 連結計算書類の監査結果」において具体的に記載されたい。

(注 18) 「個別注記表」を独立した資料として作成していない場合には、「・・・当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書・・・」と記載する。「連結注記表」についても同様である（会社計算規則第 57 条第 3 項参照）。

(注 19) 「監査の結果」の項に関して指摘すべき事項がある場合には、その旨とその事実について明瞭かつ簡潔に記載する。なお、監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由を該当する項に記載する。

「監査の結果」の記載にあたっては、継続企業の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は損害、重大な係争事件など、会社の状況に関する重要な事実がある場合には、事業報告などの記載を確認のうえ、監査報告書に記載すべきかを検討し、必要であると認めた場合には記載するものとする。

(注 20) 「職務の執行」の箇所は、法令上の文言に従って「職務の遂行」と記載することも考えられる(会社法施行規則第 130 条第 2 項第 2 号及び第 129 条第 1 項第 3 号参照)。本ひな型は「職務の執行」で用語を統一している。

(注 21) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を認めた場合には、その事実を具体的に記載する。

なお、たとえば期中に第三者割当が行われ有利発行該当性に関する監査役意見が公表された場合など、監査役がその職務において対外的に公表した意見がある場合には、必要によりその概要を記載することも考えられる。

(注 22) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容が「相当でないと認めるとき」(会社法施行規則第 129 条第 1 項第 5 号及び第 130 条第 2 項第 2 号)は、その旨及びその理由を具体的に記載することが求められる。

特に、監査役は職務を補助すべき使用人に関する事項、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制など、監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第 100 条第 3 項各号に掲げる事項)に係る取締役会決議の内容については、監査役による実効的な監査の前提をなすものとしても重要であり、監査役が求めた補助使用人等の配置が決議されていないなど何らかの問題等が認められる場合には、積極的にその旨を記載することとなる。

(注 23) 内部統制システムの構築及び運用に係る取締役の職務執行の状況に関して特に指摘すべき事項があるときは、その旨を具体的に記載する。内部統制システムに係る取締役会決議の内容は内部統制システムの大綱を定めたものとどまることが多く、当該取締役会決議の内容は相当であると認められる場合(会社法施行規則第 129 条第 1 項第 5 号参照)でも、当該取締役会決議に基づいて担当取締役がその職務執行の一環として現に整備する内部統制システムの構築及び運用の状況について、取締役の善管注意義務に反すると認められる特段の問題等が認められる場合には、その旨を記載する。また、内部統制システムに関して事業報告において適切に記載されているかについても意見を記載する。

なお、期中あるいは直前期において重大な企業不祥事が生じた場合には、その事実及び原因究明並びに再発防止策の状況は、多くの場合、事業報告においても記載すべき重要な事項であると考えられる。監査役としては、①事業報告における記載内容が適切であるか、②再発防止に向けた業務執行の状況が取締役の善管注意義務に照らして問題等が認められないかなどについて、意見を述べる。

(注 24) いわゆる買収防衛策等及びそれに対する取締役会の判断についての意見の記載である(会社法施行規則第 130 条第 2 項第 2 号、第 129 条第 1 項第 6 号。当該事項が事業報告の内容となっていない場合には、本号の記載は要しない)。買収防衛策の適正さに関する監査役の判断・役割が重視されつつあることにかんがみ、指摘すべき事項があれば具体的に記載するこ

とが望ましい。なお、「事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」や「事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組み」の箇所は、事業報告における具体的な表題・頁数等に言及して記載することも考えられる。

(注 25) 監査法人の名称又は公認会計士の事務所名及び氏名を記載する。

(注 26) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由を具体的に記載する。

(注 27) 注 25 に同じ。

(注 28) 注 26 に同じ。なお、連結経営が進展している状況にかんがみ、事業報告における連結情報の記載のあり方等も踏まえると、「連結計算書類の監査結果」を「計算書類及びその附属明細書の監査結果」より前に記載することも考えられる。

(注 29) 監査役会と異なる意見がある場合には、当該監査役の氏名を記載し、異なる意見とその理由を明瞭かつ簡潔に記載する。

(注 30) 法令上、監査役(会)の監査報告書に記載すべき後発事象は、計算関係書類に関するものに限られる(ただし、会計監査人の監査報告書の内容となっているものを除く。会社計算規則第127条第3号)。記載すべき事項があれば具体的に記載する。

なお、事業年度の末日後に財産・損益に影響を与えない重要な事象が生じた場合には、株式会社の現況に関する重要な事項として事業報告に記載しなければならないので(会社法施行規則第120条第1項第9号参照)、留意を要する。

(注 31) 監査報告書作成日は、法定記載事項とされていることに留意する(会社法施行規則第130条第2項第3号、会社計算規則第128条第2項第3号)。

(注 32) 常勤の監査役は、その旨を表示することが望ましい。なお、常勤の監査役の表示は、「監査役(常勤)○○○○」とすることも考えられる。

(注 33) 会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役は、その旨を表示することが望ましい。なお、「常勤監査役(社外監査役)○○○○」の箇所は、「常勤社外監査役○○○○」とすることも考えられる。

また、社外監査役の表示方法については、署名欄における表示に代えて、監査報告書の末尾に脚注を付し、「(注) 監査役○○○○及び監査役○○○○は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。」と記載することも考えられる。

(注 34) 「社外監査役○○○○」の箇所は、「監査役(社外監査役)○○○○」とすることも考えられる。

(注 35) 監査報告書の真実性及び監査の信頼性を確保するためにも、各監査役は自署した上で押印することが望ましい。なお、監査報告書を電磁的記録により作成した場合には、各監査役は電子署名する。

<その他>

期中に監査役が欠けた場合等は、監査報告書にその事実を具体的に注記する。

2. 監査役監査報告

(1) 常勤の監査役の場合（注1）

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社

監査役会 御中（注イ）

常勤監査役 ○ ○ ○ ○

監査報告書の提出について

会社法第 381 条第 1 項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり（注 4）提出いたします。

以 上

監 査 報 告 書

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの第〇〇期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容（注ロ）

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し（注 9）、監査の方針、職務の分担（注ハ）等に従い、取締役、内部監査部門（注 11）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに（注 12）、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け（注 13）、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）（注 14）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました（注 15）。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました（注ニ）。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました（注 17）。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（注 18））及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、

連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果（注19）

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行（注20）に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。（注21）
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。（注22）また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。（注23）
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。（注24）

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人〇〇〇〇（注25）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。（注26）

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人〇〇〇〇（注27）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。（注28）

3. 後発事象（重要な後発事象がある場合）（注30）

平成〇年〇月〇日（注木）

〇〇〇〇株式会社

常勤監査役（注32） ○ ○ ○ ○ 印

（自 署）（注35）

上記ひな型本文及び下記の注記において、番号による注記を付している箇所については、すべて「I株主に対して提供される監査報告書 1. 機関設計が「取締役会+監査役会+会計監査人」の会社の場合」における当該注記に対応するものであるため、それらを参照されたい。

- （注イ） 前文の3項にあるとおり、監査役会設置会社の場合、監査報告書は、各監査役が作成した監査報告書に基づき、これらの内容をとりまとめる形で監査役会としての監査報告書が作成される。そのため、本送り状の宛先は「監査役会」としている。
- （注ロ） 注6を参照。なお、当期における特別の監査事項がある場合には、とくにその監査の方法及びその内容を記載すべきである。
- （注ハ） 各監査役の職務の分担を定めている場合には、その内容を具体的に記載することが望ましい。この場合、「・・・監査の方針、職務の分担等に従い、主として私が職務を分担する〇〇〇〇について監査を実施するため、取締役、内部監査部門その他の・・・」などと記載することが考えられる。

(注ニ) 注 16 を参照。

なお、常勤の監査役の場合、自ら行った監査の実施状況及び結果を監査役会に対して報告することも重要な職務であることから、監査役会との関係について言及する場合は、「・・・子会社から事業の報告を受けました。これらの監査の実施状況及び結果については、適宜監査役会に報告をし、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、適正な監査意見の形成に努めました。」などと記載することも考えられる。

(注ホ) 監査役会設置会社において各監査役が作成する監査報告書については、作成日は法定記載事項とはされていない(会社法施行規則第 129 条第 1 項柱書き、会社計算規則第 127 条柱書き)。ここでは、望ましい姿として、作成日を記載することとしている。

<その他>

上記以外の事項については、必要に応じて「I 株主に対して提供される監査報告書 1. 機関設計が「取締役会+監査役会+会計監査人」の会社の場合」における注記も参考としながら、各社の実状に応じて記載を検討されたい。

(2) 非常勤の監査役の場合（注1）

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社

監査役会 御中（注イ）

監査役 〇〇〇〇

監査報告書の提出について

会社法第 381 条第 1 項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり（注 4）提出いたします。

以上

監査報告書

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの第〇〇期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容（注ロ）

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し（注 9）、監査の方針、職務の分担（注ハ）等に従い、取締役、内部監査部門（注 1 1）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに（注 1 2）、取締役会（注ニ）に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け（注 1 3）、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました（注ホ）。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）（注 1 4）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました（注ヘ）。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました（注 1 5）。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました（注 1 7）。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（注 1 8））及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果（注19）

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行（注20）に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。（注21）
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。（注22）また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。（注23）
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。（注24）

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人〇〇〇〇（注25）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。（注26）

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人〇〇〇〇（注27）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。（注28）

3. 後発事象（重要な後発事象がある場合）（注30）

平成〇年〇月〇日（注ト）

〇〇〇〇株式会社

社外監査役（注33, 34）

〇〇〇〇印

（自署）（注35）

上記ひな型本文及び下記の注記において、番号による注記を付している箇所については、すべて「I株主に対して提供される監査報告書 1. 機関設計が「取締役会＋監査役会＋会計監査人」の会社の場合」における当該注記に対応するものであるため、それらを参照されたい。

（注イ） 前文の3項にあるとおり、監査役会設置会社の場合、監査報告書は、各監査役が作成した監査報告書に基づき、これらの内容をとりまとめる形で監査役会としての監査報告書が作成される。そのため、本送り状の宛先は「監査役会」としている。

（注ロ） 注6を参照。なお、当期における特別の監査事項がある場合には、とくにその監査の方法及びその内容を記載すべきである。

（注ハ） 各監査役の職務の分担を定めている場合には、その内容を具体的に記載することが望ましい。この場合、「・・・監査の方針、職務の分担等に従い、主として私が職務を分担する〇〇〇〇について監査を実施するため、取締役、内部監査部門その他の・・・」などと記載することが考えられる。

（注ニ） 取締役会以外に出席した重要な会議がある場合には、その会議名を具体的に記載する。

（注ホ） 主要な事業所等を調査した場合には、「・・・他の監査役から監査の実施状況及び結果に

ついて報告を受け、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。」などと記載することが考えられる。

また、非常勤の監査役の場合、取締役会に加え、監査役会における報告や協議が監査活動の中心となることから、監査役会への出席を明記し、併せて常勤の監査役から報告を受けた旨を例示する場合は、「・・・必要に応じて説明を求めました。また、監査役会に出席し、常勤監査役から常務会その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受けました。」などと記載することも考えられる。

(注へ) 子会社の監査について言及する場合には、「・・・(内部統制システム) について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき・・・」などと記載することが考えられる。

また、非常勤の監査役の場合、内部統制システムの監査は、取締役会における取締役等からの報告や監査役会における常勤監査役や内部監査部門からの報告・質疑による、いわば間接的な監査が中心になると考えられることから、これらを明確にしたい場合には、「・・・(内部統制システム) の構築及び運用の状況に関しては、取締役会及び監査役会等において報告を受け、必要に応じて説明を求めました。」などと記載することも考えられる。

(注ト) 監査役会設置会社において各監査役が作成する監査報告書については、作成日は法定記載事項とはされていない(会社法施行規則第129条第1項柱書き、会社計算規則第127条柱書き)。ここでは、望ましい姿として、作成日を記載することとしている。

<その他>

上記以外の事項については、必要に応じて「I 株主に対して提供される監査報告書 1. 機関設計が「取締役会+監査役会+会計監査人」の会社の場合」における注記も参考としながら、各社の実状に応じて記載を検討されたい。